

「民商法典 2」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

民商法典つき

第六〇三条

請負人が材料を用意し、仕事の目的物が正しく引き渡される前に崩壊または毀損したとき、その瑕疵が注文者の行為によるものでない場合、請負人がその瑕疵について責を負う。

この場合、報酬は支払われなくともよい。

第六〇四条

注文者が材料を用意し、仕事の目的物が正しく引き渡される前に崩壊または毀損したとき、その瑕疵が請負人の行為によるものでない場合、注文者がその瑕疵について責を負う。

この場合、瑕疵が注文者の行為によるものであるときを除き、報酬は支払われなくともよい。

第六〇五条

仕事がまだ完成しないとき、注文者は、契約の解除によって生じる損害について請負人に損害賠償を支払うことで、契約を解除することができる。

第六〇六条

契約の重要部分が請負人の知識、能力の依拠するものであり、請負人が死亡した、または自身の過失なく請け負った仕事を継続することができなくなったときは、契約は終了する。

すでに成し遂げた部分の仕事が注文者にとって利益になるときは、注文者はその部分を受け取り、その部分についてのしかるべき報酬を支払わなければならない。

第六〇七条

請負人は、契約の重要部分が請負人の知識、能力に依拠している場合を除き、請け負った仕事の全部または一部を下請けに出すことができる。ただし請負人は下請け人の履行または過失について責を負う。

第八編

運送受託

第六〇八条

法律上本編における運送人とは、自己の通常の生業として報酬のために貨物または乗客の輸送を受託する者を意味する。

第六〇九条

サイアム国有鉄道局の業務としての貨物または乗客輸送受託、及び郵便電報局の業務としての郵

便物輸送は、それらの業務に係る法律・規則を適用する。

海上運輸は、海上運輸に係る法律・規則を適用する。

第一章

物品輸送

第六一〇条

運送人と物品輸送について合意した者を送り人または荷送人と呼ぶ。

運送された物品を受け取る者を荷受人と呼ぶ。

物品輸送のために支払うべき報酬は運送賃と呼ぶ。

第六一一条

運送賃における経費とは運送中に運送人が慣習に基づき正当に負担した費用のことである。

第六一二条

運送人が運送状を請求したとき、荷送人は以下の事項を記載した運送状を交付しなければならない。

- (一) 運送品の種類、重量、容積及びその荷造の種類、個数、記号。
- (二) 到達地。
- (三) 荷受人の氏名または商号、住所。
- (四) 運送状の作成地と作成日。

運送状には荷送人の署名がなければならない。

第六一三条

荷送人が貨物引換証を請求したとき、運送人は以下の事項を記載した貨物引換証を交付しなければならない。

- (一) 前条の(一)(二)(三)に掲げた事項。
- (二) 荷送人の氏名及び商号。
- (三) 運送賃の額。
- (四) 貨物引換証の作成地と作成日。

貨物引換証には運送人の署名がなければならない。

第六一四条

貨物引換証は記名式であっても裏書によってこれを譲渡することができる。ただし、貨物引換証に裏書きを禁じる旨を記載してある場合はその限りではない。

第六一五条

貨物引換証が交付されたとき、その物品は貨物引換証の譲渡があった時、または荷送人がしかるべき担保を差し出した時、譲渡することができる。

第六一六条

運送人は運送品の滅失、毀損、延着について責に任じる。ただしその滅失、毀損、延着が不可抗力で発生した、または運送品の性質によって発生した、荷送人または荷受人の過失によって発生した場合はその限りではない。

第六一七条

運送人は、自ら委託した別の運送人またはその他の者の過失によって生じた運送品の滅失、毀損、延着に対し責に任じる。

第六一八条

数人が相次いで運送をする場合においては、各運送人は運送品の滅失、毀損または延着につき連帯して責に任じる。

第六一九条

運送品が危険を感じさせる性質がある、または人または財産に危害を加える性質があるとき、荷送人は契約前にその物品の性質を示しておかなければならない。示していなかったときは、荷送人はその物品によって発生した損害に対し責に任じる。

第六二〇条

貨幣、手形、証券、株式、債券、商品請求権証書、宝石、その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たってその種類及び価額を明告しなかったときは、運送人は損害賠償の責に任ぜられない。

ただし価額を明告したときは、運送人の責任は明告された価額の範囲に制限される。

第六二一条

運送延着における損害賠償は、物品の滅失の事由において定めることのできる額を上回ってはならない。

第六二二条

運送品が到着した時、運送人は荷受人にそれを通知しなければならない。

第六二三条

運送人の損害賠償責任は荷送人が躊躇なく運送品を受け取り、経費と共に運送賃を支払った時消滅する。

ただし前段に掲げた内容は、運送品の外部にその滅失、毀損がない場合、引き渡し日から八日以内に運送人にその滅失、毀損を通知したときは適用しない。

前二段の内容は運送人の悪意または重大な過失による場合には適用せず、運送人の責に任じる。

第六二四条

運送品の滅失、毀損、延着における運送人の責任は、引き渡しから一年が経過した時、または引き渡しがあり得た日から一年が経過した時、訴えることはできない。ただし悪意があった場合はその限りではない。

第六二五条

運送人が荷送人に交付した受取証、貨物引換証またはその他の書類は、運送人の責任に免除または制限事項があるとき、その免除・制限は無効である。ただし荷受人がはっきりと運送人の責任の免除、制限について合意した場合はその限りではない。

第六二六条

運送品が運送人の手にある間は、荷送人、または貨物引換証が交付されたときは貨物引換証引換人は、運送人に対し運送品の運送を中止させる、または運送の中止、送り戻させる、あるいは別の何らかの作業を行わせることができる。

この事由において、運送人が運送した距離の部分について、運送の中止、送り戻し、または何らかの作業による費用と共に運送賃を支払わなければならない。

第六二七条

運送品が到達地に到達し、荷受人がその引き渡しを請求した時以降、荷受人が運送契約によって生じた荷受人の権利を取得する。

第六二八条

不可抗力によって運送品が滅失した場合は、運送人はその運送賃を請求することができない。すでにその前に運送賃を受け取っていたときはこれを返還しなければならない。

第六二九条

ある運送人が運送賃及び経費を受け取る前に運送品を引き渡したとき、その運送人は自己の前の運送人に対し未払いの運送賃及び経費について責に任じる。

第六三〇条

運送人は運送賃及び経費を受け取る前に、必要に応じて運送品を担保として保管しておくことができる。

第六三一条

荷受人が確知できなかった、または荷受人が運送品の受け取りを拒否したとき、運送人は荷送人に直ちに通知し、荷送人の指示に従う。

状況により荷送人に通知できない、またはしかるべき期間内に指示が得られなかった、あるいは指示があったが実行できないものであったときは、運送人は供託所に運送品を供託することができる。

運送品が腐りやすいもので、時間が経過すれば損害が出るものであり、その物品の価額が運送賃及び経費に釣り合わない場合は、運送人はその運送品を競売することができる。

運送品の供託または競売について運送人は遅滞なく荷送人または荷受人に通知しなければならない。ただし通知が不可能である場合を除き、もし運送人が通知を怠ったときは損害賠償の責に任じる。

第六三二条

運送品を競売し、ある純収益を得た時、運送人は運送賃及び経費を差し引き、もし残額があれば遅滞なくその金銭を受け取るべき者に引き渡す。

第六三三条

運送品が数人の運送人により相次いで運送されたとき、全員の運送人に対し未払いとなっている運送賃及び経費の請求に係る第六三〇条、第六三一条、第六三二条に掲げた権利は、最後に運送した運送人に帰する。

第二章

旅客運送

第六三四条

運送人は旅客に生じた損害、または運送の遅延によって直接生じた損害を賠償する責に任じる。ただしその損害、遅延が不可抗力または旅客の過失によって生じたときはその限りではない。

第六三五条

運送人が引き受けた手荷物は、旅客が到着した時に旅客に引き渡さなければならない。

第六三六条

旅客が手荷物が到着した日から一か月以内に自己の手荷物の受け取りにこなかったときは、運送人はこれを競売することができる。

手荷物が生鮮品であるとき、運送人はその手荷物が到着してから二四時間が経過した時、これを競

売することができる。

第六三七条

旅客から引き渡しを受けた手荷物については、その運賃を請求しなかったとしても、運送人の権利と責任は、第一章の内容規定を適用する。

第六三八条

旅客から引き渡しを受けなかった手荷物については運送人は責に任ぜられない。ただし運送人または運送人の使用人の過失によって手荷物に生じた滅失または毀損についてはその限りではない。

第六三九条

運送人が旅客に交付した切符、または受取証、あるいは他の同様の書類に運送人の責任の免除または制限事項があったときは、その免除、制限事項は無効である。ただし旅客がその免除、制限事項にはっきりと合意したときはその限りではない。

第九編

貸借

第一章

使用貸借

第六四〇条

使用貸借とは、貸主と呼ぶ一人の者が借主と呼ぶもう一人の者にある物を使用させ、借主が使用後に貸主にその物を返還することを約した契約のことである。

第六四一条

使用貸借は貸借物の引き渡しがあった時に効力を生じる。

第六四二条

契約手数料、貸借物の引き渡し及び返還費用は借主が負担する。

第六四三条

貸借物は、借主がその物の通常の使用と違った使用に供した、または契約で示されていない使用に供した、第三者の使用に供した、不適当に長い期間にわたって使用に供したとき、それが不可抗力によるものであっても借主がその貸借物の滅失または毀損の事由の責に任じる。ただしその貸借物がその性質から滅失または毀損したことを証明できるときはその限りではない。

第六四四条

借主は、思慮分別のある者が自己の所有物を保護すると同じように借用物を保護しなければならない。

第六四五条

第六四三条に掲げた場合、または第六四四条の規定への違反があった場合、貸主は契約を解除することができる。

第六四六条

返還時期を定めなかったとき、借主が契約に従って貸借物の使用を終えた時に貸借物を返還する。ただし使用に足る期間を経過した時は、それ以前であっても貸主は返還を請求することができる。

返還の時期を定めず、かつ契約で使用の目的を定めなかったときは、貸主はいつでも返還を請求することができる。

第六四七条

借用物の通常の保全費用は借主が負担する。

第六四八条

使用貸借は貸主の死亡によってその効力を失う。

第六四九条

使用貸借に係る賠償責任は、契約終了日から六か月が経過した時、訴えることはできない。

第二章

消費貸借

第六五〇条

消費貸借とは貸主が借主に対して種類、数量を定め貸借物における権利を譲渡し、借主がその貸借物と同じ種類、数量の物を返還することを約した契約のことである。

この契約は貸借物の引き渡し時にその効力を生じる。

第六五一条

契約手数料、貸借物の引き渡し及び返還費用は借主が負担する。

第六五二条

契約で貸借物の返還時期を定めなかったとき、貸主は相当の期間を定めて催告することができる。

第六五三条

五〇パーツを超える金銭の貸借は、借主の署名を伴った文面による貸借の証拠がないとき、訴訟に訴えることはできない。

文面による証拠のある金銭の貸借は、貸主の署名を伴う文面の証拠が提示された時、または貸借の証拠書類が収用された時、あるいはその書類に取消を記載した時、法廷に証拠として提示することができる。

第六五四条

利息は年率一五％を超えてはならない。契約においてそれを超える利息が定められていたときは、年率一五％に引き下げる。

第六五五条

未払い利息に対する利息をかけてはならない。ただし未払い利息が一年以上あり、貸借契約当事者が未払い利息を元金に足し、その増えた元金に利息をかけることで合意した時はそのかぎりではない。その合意は文面をもってなされなければならない。

商習慣で利息を現金に加算していく部分、または同じような取引販売において前段の規定を適用しない。

第六五六条

金銭貸借契約で借主が金銭に代えて物品またはその他の財産を受け取ることを承諾した時、未払い債務は引き渡しのあった時間および土地におけるその物品または財産の価額によって加算する。

金銭貸借契約で貸主が金銭に代えて物品またはその他の財産による返済を承諾したとき、その返済により消滅する債務は、その引き渡しのあった時間及び土地におけるその物品または財産の価額によって計算する。

ここに掲げた内容に反する合意は無効とする。

第一〇編

寄託

第一章

総則

第六五七条

寄託とは、寄託者と呼ぶ一人の者が受寄者と呼ぶもう一人の者に財産を引き渡し、受寄者がその財

産を自己の管理下に保管し、返還することを約した契約のことである。

第六五八条

状況から寄託料としての報酬を得るために受寄したと推察されるときは、そうした報酬があることで合意したものとみなす。

第六五九条

無報酬で寄託を受けた者は受寄物の保管について自己の財産における同一の注意を払わなければならない。

有償で寄託を受けた者は思慮分別のある者が財産を保管するのと同じの注意を払い、能力を使用しなければならない。このとき、特別な能力も含める。

受寄者が取引販売または別のある職業上の特別な専門知識を有するときは、注意を払うとともに取引販売またはその他の職業上、一般に使用しなければならない、及び使用すべき能力を使用しなければならない。

第六六〇条

寄託者の承諾なしに、受寄者が受寄物を使用した、または第三者をして使用させた、あるいは第三者をして保管させたとき、受寄者は受寄物に滅失、毀損が生じた時、それが不可抗力であったとしても責に任じる。ただしその受寄物が自ずと滅失、毀損することを証明できたときはその限りではない。

第六六一條

寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えた、または差し押さえをしたときは、受寄者は遅滞なく寄託者にその事実を通知しなければならない。

第六六二条

寄託物の返還時期を定めてあるとき、受寄者は期限前に返還することはできない。ただしやむを得ない事由があるときはその限りではない。

第六六三条

契約当事者が寄託物の返還時期をいつに定めたかにかかわらず、寄託者が返還を求めた時、受寄者は返還しなければならない。

第六六四条

契約当事者が寄託物の返還時期を定めていないときは、受寄者はいつでも返還することができる。

第六六五条

受寄者は受寄物を寄託者に、またはある者の名前で託された者であればその者に、あるいは受寄者がその受寄物のある者に返還するよう合法に指示があったときはその者に返還しなければならない。ただし寄託者が死亡したときは、その相続人に返還する。

第六六六条

受寄物を返還する時にその受寄物に生じた利得があれば、その利得も一緒に受寄物と共に引き渡さなければならない。

第六六七条

寄託物の返還費用は寄託者が負担する。

第六六八条

寄託物の保管費用は、寄託者が受寄者に支払う。ただし寄託契約で受寄者がその費用を支払うことで合意していたときはその限りではない。

第六六九条

寄託物保管の報酬を支払う時期について契約または慣習で定められていないときは、寄託物の返還時に支払う。期間が定められているときは、毎回の期間が終了した時に支払う。

第六七〇条

受寄者は、受寄物に係る自己への未払い金を受け取るまで、受寄物を差し押さえることができる。

第六七一条

寄託の報酬金支払い、費用の支払い、寄託に係る損害賠償の支払いのための責任は、契約終了日から六か月が経過した時、これを訴えることはできない。

第二章

預金

第六七二条

預金は、受寄者が寄託されたものと同じ金銭を返還する必要はないが、全額を返済しなければならない。

受寄者は預金された金銭を使用することができるが、全額を返済しなければならない。たとえ預金された金銭が不可抗力で滅失したとしても全額を返金しなければならない。

第六七三条

受寄者が預金された金銭を返金しなければならないとき、預金者は合意した期日の前に預金を引き出すことはできない。同様に受寄者は合意した期日の前に返還することはできない。

第三章

宿泊所の責任者

第六七四条

宿泊所またはホテル、あるいは同様の施設の責任者は旅客または宿泊客が持ち込んだ財産に生じた滅失または毀損の責に任じる。

第六七五条

宿泊所またはホテル、あるいは同様の施設の責任者は、宿泊所またはホテル、あるいは同様の施設に出入りする者の滅失、毀損であっても、旅客または宿泊客の財産の滅失、毀損の責に任じる。

この責任は金銭、紙幣、手形、証券、株式、債権、商品請求権証書、宝石、または他の有価品に係るとき、五〇〇パーツまでに制限される。ただし有価品を責任者に預け、その価額をはっきりと告げてあったときはその限りではない。

不可抗力で生じた、またはその物品の性質から生じた、あるいは旅客または宿泊客、またはその従者、出迎え人によって生じた滅失、毀損について責任者はその責に任ぜられない。

第六七六条

預けた上で価額をはっきり告げなかった物品に滅失、毀損が生じたことがわかった時、旅客または宿泊客は直ちに宿泊所、ホテル、またはその他の同様の施設の責任者にそれを届け出なければならない。そうでない場合、責任者は第六七四条、第六七五条で規定した責任を問われない。

第六七七条

宿泊所、ホテル、またはその他の同様の施設内に責任者の責任の免除または制限についての内容を掲示していたとしても、その内容は無効である。ただし旅客または宿泊客がその責任の免除、制限についてはっきりと合意していたときはその限りではない。

第六七八条

旅客または宿泊客の財産の滅失、毀損のための損害賠償責任は、旅客または宿泊客がその施設を出た日から六か月が経過した時、訴えることはできない。

第六七九条

責任者は、旅客または宿泊客の宿泊料金、またはその要求に応じた他の料金、あるいは立て替えておいた費用が支払われるまで、旅客または宿泊客が宿泊所、ホテル、または他の同様の施設に持ち

込んだ手荷物またはその他の財産を差し押さえることができる。

責任者は財産を差し押さえ競売した後に、その換価額から自己に対する未払い金、競売手数料及び費用を差し引くことができる。ただし責任者は以下の時までその権利を行使することはできない。

(一)その財産が自己の管理下になってから六週間が経過したが、まだ支払を受け取っていない。

(二)競売の一か月以上前に、その地方で発行されている新聞一紙に競売及び競売する財産の様態を、もし知っていればその所有者の氏名を共に示して公告する。

競売以後に未払い金を差し引いた上で、なお残額があれば所有者に返還するか、第三三一条、第三三三条に基づき供託所に供託しなければならない。

第一一編

保証

第一章

総則

第六八〇条

保証とは、保証人と呼ぶ一人の第三者が一人の債権者に対し、債務者が債務を履行しなかった時に自らその債務を履行する責に任じた契約のことである。

保証契約は署名を伴った文面の証拠がなければ訴訟に訴えることはできない。

第六八一条

保証は有効な債務のためにのみなすことができる。

将来における債務または条件付の債務における保証は、その結果の実際性によってこれを行うことができる。契約によって生じた債務で、重大な瑕疵または無能力者であることをもって債務者に義務をもたらさない債務であっても、保証人が保証契約時にその重大な瑕疵または債務者の無能力を知っていたときは、その保証は有効である。

第六八二条

保証人の保証は別の者がさらに引き受けることができる。

複数の者が一つの債務において保証人となったとき、たとえ連帯保証をしなかったとしても、それら保証人は連帯債務者としての責任を有する。

第六八三条

無制限の保証は、債務者の不履行分についての利息及び損害賠償、その債務に付随する負担金に及び、

第六八四条

保証人は債務者が債権者に支払うべき手数料にも責任を負う。ただし原告が保証人にその債務の履行を請求せずに訴訟を起こしたときは、保証人はその手数料についての責任を負わなくてもよい。

第六八五条

保証契約に基づく執行があった時、保証人が利息、損害賠償、付随する負担金も含め債務者の全債務を履行しなかった場合、債務の残りがどれだけであっても債務者はまだ債権者に対しその残りの部分につき責に任じる。

第二章

債務履行前の効力

第六八六条

債務者が債務を履行しなかった時から、債権者は債務の履行を請求できる。

第六八七条

保証人は、債務者が債務履行期限の始期または終期について遵守しそうにないとしても、履行期限前に履行しなくともよい。

第六八八条

債権者が保証人に対して債務履行を請求した時、保証人は債務者に対しまず債務の履行を催告するよう債権者に請求することができる。ただし債務者が破産の宣告を受けた、または王国内における所在がわからなくなったときはその限りではない。

第六八九条

債権者が前条の規定に従い債務者に催告した後であっても、保証人が債務者に弁済の資力があり、かつ執行の容易さを証明したときは、債権者はまず債務者の財産につき執行しなければならない。

第六九〇条

債権者が債務者の財産を担保として占有していたときは、保証人が請求した時、債権者はまず担保であるその財産につき執行しなければならない。

第六九一条

保証人が債務者と連帯して債務を保証したときは、保証人は第六八八条、第六八九条、第六九〇条に定めた権利を持たない。

第六九二条

債務者に対する時効の中断は保証人に対しても効力を生じる。

第三章

債務履行後の効力

第六九三条

保証人が債務者の債務を弁済したときは、現金、利息及びその保証によって生じた損害につき、債務者に請求する権利を有する。

保証人は債権者が債務者に対して有する一連の権利を引き受けることができる。

第六九四条

保証人が債権者に対して有する対抗要件のほかに、保証人は債務者が有権者に対して有する対抗をもって、債権者に対抗することもできる。

第六九五条

保証人が債務者が有する債権者への対抗要件を用いなかったときは、用いなかった対抗要件の部分につき債務者に対し求償権を失う。ただしその対抗要件の存在を知らず、かつ自己の過失によって知らなかったのではないことを証明できるときはその限りではない。

第六九六条

保証人が債務者に通知せずに債務を弁済し、かつ債務者も債務の弁済があったことを知らなかったときは、保証人は債務者に対する求償権を持たない。

この場合、保証人は債権者に対し不当利得の返還を求め訴えることはできる。

第六九七条

債権者の行為によって、その債務のための保証契約の前、または当時に債権者が得た権利、抵当権、質権、優先権の全部または一部を保証人が引き受けることのできない事由となったときは、保証人はその行為によって生じた自己の損害の部分につき責に任ぜられない。

第四章

保証の消滅

第六九八条

どんな事由であっても債務者の債務が消滅した時に、保証人の責任も消滅する。

第六九九条

時限のない長期間にわたる業務のための保証は、保証人は債権者にその意思を前もって通知することで保証を解除することができる。

その場合、通知が債権者に到達した後の債務者の行為に対し保証人は責に任ぜられない。

第七〇〇条

はっきりと弁済場所、時間が規定された債務の保証で、債権者が債務者に対し時間の猶予を与えたときは、保証人は債務弁済の責に任ぜられない。

ただし保証人が時間の猶予に合意した時は、責に任じる。

第七〇一条

保証人は債務弁済期に到った後、債権者に弁済することができる。

債権者が債務弁済を受領しなかったときは、保証人は弁済責任を免れる。

第七〇二条

抵当とは、抵当権設定者と呼ぶ一人の者が、抵当権者と呼ぶもう一人の者に、債務弁済の担保として、財産を引き渡さずにその財産を差し出す契約のことである。

抵当権者は、抵当物の所有権が第三者に譲渡されたかされないかを考慮することなく、一般債権者に先んじて抵当物から優先的に弁済を受けることができる。

第七〇三条

不動産はそれがどういう種類であっても抵当権の目的物とすることができる。

以下に掲げる動産は、法律に従い登記したとき、抵当権の目的物とすることができる。

(一)カムパン船、あるいは六トン以上の船舶、五トン以上の火力動力船またはエンジン動力船。

(二)筏〔編集部注ノフローティングハウスなどを指す〕。

(三) 獣力車

(四) 法律が特別に登記を規定したその他の動産。

第七〇四条

抵当権設定契約には抵当の目的物を明記しなければならない。

第七〇五条

抵当権設定は、その財産の所有者以外の者がこれを行うことはできない。

第七〇六条

条件付の財産所有権を有する者は、その条件の下で抵当権を設定することができる。

第七〇七条

第六八一条の保証の規定を抵当にも準用する。

第七〇八条

抵当権設定契約にはサイアム貨ではっきりとした金額、あるいは担保として抵当に入れた限度額が示されていないなければならない。

第七〇九条

他人が弁済しなければならない債務の担保として、別の者が自己の資産を抵当に差し出すこともできる。

第七一〇条

一人の所有者または複数の所有者のいる複数の財産の上に抵当権を設定することもできる。

及びここにおいて契約当事者は以下について合意することができる。

(一) 抵当権が明示された順位に従い抵当物への実行権を行使する。

(二) 明示された部分についてのみ各抵当物を担保とする。

第七一一条

弁済期前の合意によって、抵当権実行にかかわる規定に基づかず、弁済しなかった場合に抵当権者が抵当物の所有者となる、または抵当物を別様に処分するとした合意は無効である。

第七一二条

別様の合意があったとしても、ある一人の者に差し出した抵当物を契約が有効である期間中にもう一人の者に抵当に差し出すこともできる。

第七一三条

抵当権設定契約に別様の合意がない場合、抵当権設定者は抵当権設定を解除する弁済を分割して行うことができる。

第七一四条

抵当権設定契約は文面によって行い、係官に登録しなければならない。

第二章

抵当権の範囲

第七一五条

抵当物は債務弁済及び以下の付随経費の担保となる。

- (一) 利息。
- (二) 債務不履行の場合の損害賠償。
- (三) 抵当権実行における手数料。

第七一六条

抵当権は債務を一部弁済していない限り、抵当物すべてにおよぶ。

第七一七条

抵当物が複数の部分に分割されていたとしても、抵当権はそのすべての分割部分に及ぶ。

抵当権者が承諾したとき、抵当物の一部につき抵当権を解除し譲渡することができるが、その承諾は登記していなければ第三者に対抗することはできない。

第七一八条

抵当権は抵当物に付属した物にも及ぶが、以下の三条に掲げた制限の範囲内でなければならない。

第七一九条

土地抵当には抵当権設定後にその土地に抵当権設定者が建設した建物は含まない。ただし契約で特に建物にも抵当権が及ぶことを規定していたときはその限りではない。

抵当権者は土地と共にその建物を売却させることもできるが、その優先権は土地にのみ行使できる。

第七二〇条

他人の所有する土地の上、または地下に建造された建物または他の建造物の抵当権はその土地にまでは及ばない。その反対の場合もまた同じである。

第七二一条

抵当権は抵当物の果実にまで及ばない。ただし抵当権者が抵当権設定者または譲渡者に抵当権実行の意思を通知した時はその限りではない。

第三章

抵当権者と抵当権設定者の権利と義務

第七二二条

財産に抵当権が設定され、その登記後に用益義務またはその他の物権が登記されたとき、抵当権

が用益義務またはその他の物権に優先される。抵当権実行時の抵当権者の権利を損なうときは、用益義務またはその他の物権は登記から取り消される。

第七二三条

抵当物が毀損し、または抵当物の一部が滅失または毀損し、担保物として十全でなくなる事由になったとき、抵当権者は抵当権を直ちに実行できる。ただしその事由が抵当権設定者の過失によるものでなく、抵当権設定者が価額の見合う別の財産を抵当に差し出すことを、あるいは事由に見合ったしかるべき期間内にその毀損を修繕することを申し出たときはその限りではない。

第七二四条

他人が弁済すべき債務の担保として自己の財産を抵当に差し出し、抵当権の実行を回避するため債務者に代わり債務を弁済した抵当権設定者は、自己が支払った額につき債務者から返済を受けることができる。

抵当権の実行があったとき、抵当権設定者は、抵当権者が抵当権の実行により得た額につき債務者から返済を受けることができる。

第七二五条

他人が弁済すべき債務の担保とするために数人がそれぞれ自己の財産を抵当に差し出し、かつ順位が示されていないときは、債務を弁済した抵当権設定者、または抵当権の実行を受ける財産の所有者である抵当権設定者は、他の抵当権設定者に対し求償権を持たない。

第七二六条

他人が弁済すべき債務の担保とするために数人がそれぞれ自己の財産を抵当に差し出し、かつ順位が示されているときは、抵当権者が一人の抵当権設定者に債務を免除する行為は下位の抵当権設定者に対しても、その行為によって被る損害の規模の分だけ免責される。

第七二七条

他人が弁済すべき債務の担保とするために一人の者が自己の財産を抵当に差し出したときは、第六九七条、第七〇〇条、第七〇一条の保証の規定内容を準用する。

第四章

抵当権の実行

第七二八条

抵当権の実行の時、抵当権者はしかるべき期間内を示し、その期間内に債務を弁済するよう債務者に督促状を出さなければならない。債務者が督促に従わなかったとき、抵当権者は抵当物の差し押さ

えと競売を命じるよう裁判所に訴えることができる。

第七二九条

前条に規定した方法のほかに、抵当権者は以下の条件下に抵当物の抵当直流を請求することができる。

- (一)債務者が利息を五年間払わなかった。
- (二)抵当権設定者がその抵当物の価額が未弁済額を上回ることを裁判所に示さなかった。及び、
- (三)他の抵当設定がない、または同一の財産に他の優先権が登記された。

第七三〇条

同一の財産が数人の抵当権者に差し出されたときは、抵当権者を登記した日時によって順位付け、上位の抵当権者が下位の抵当権者より先に債務弁済を受ける。

第七三一条

上位の抵当権者に損害をもたらす下位の抵当権者による抵当権の実行はできない。

第七三二条

抵当物を競売し換価した純額は順位によって抵当権者に配当し、残額があれば抵当権設定者に返還する。

第七三三条

抵当物を抵当直流としたが、その財産の価額が未弁済債務額よりも少ない、または抵当物を競売にかけたがその換価額が未弁済債務額に足りないとき、その不足額がいくらであっても、債務者はその不足額について責に任ぜられない。

第七三四条

一つの債権の担保として複数の財産を抵当に差し出し、順位を示さなかったとき、抵当権者はその抵当物全てまたは一部に対し自己の権利を行使することができる。ただし自己の権利に基づく弁済のための必要性を超えて実行することはできない。

抵当権者が全抵当の実行における自己の権利を同時に全て行使するとき、その抵当物の価額に基づき債務負担を振り分ける。ただし各財産につき抵当額を明記していた場合は、その財産につき明記された抵当額に基づき振り分ける。

抵当権者が一つの抵当物につき抵当権を行使したときは、抵当権者はその財産から自己の債権すべての弁済を受けることができる。この場合、下位の抵当権者は上位の抵当権者の権利を引き受けたものとみなし、上位の抵当権者に代わり抵当権を実行することができる。ただし前条の規定に基づき他の財産から上位の抵当権者が受けた額と同じだけとする。

第七三五条

抵当権者が抵当物の譲受者に対し抵当権を実行する時は、一か月前に譲受者に通知をすることによって実行することができる。

第五章

抵当物譲受者の権利と義務

第七三六条

抵当物の譲受者は、債務者、保証人、または債務者・保証人の相続人でなければ、抵当権を濫除することができる。

第七三七条

譲受者はいつでも抵当権の濫除ができる。ただし抵当権者が抵当権の実行の意図を通知したときは、当該通知日から一か月以内に濫除しなければならない。

第七三八条

抵当権を濫除したい譲受者はその旨を本債務者に通知し、抵当権または担保上の登記をしてある債権者に、その財産の価格に見合った額の代価を受け取るよう申し出を送達する。

その申し出は以下の内容について通知する。

- (一) 抵当物の取得の原因及び性質。
- (二) 権利譲渡日。
- (三) 元所有者の名。
- (四) 譲受者の名及び住所。
- (五) 支払う代価の額。
- (六) ある債権者に対する未払い金額、及び経費、順位に基づく各債権者への支払額の計算。

抵当物に係る登記簿の謄本は、係官がこれを保証する。

第七三九条

抵当権濫除の申し出を拒否した債権者は、申し出のあった日から一か月以内に裁判所に抵当物の増価競売を命じるよう訴え出なければならない。このときその債権者は以下を実行しなければならない。

- (一) 競売費用の保証金を出す。
- (二) 競売に自ら参加する、または代理人を立て競売に参加し、譲受人が申し出た金額より多い額を提示しなければならない。
- (三) 自己の申し出拒否について、譲受者及び登記した他の債権者、元所有者、本債務者に通知す

る。

第七四〇条

競売によって譲受者が申し出た金額以上の純額が得られたときは、譲受者が競売費用を負担する。譲受者が申し出た金額に達しなかった場合は、競売を申し立てた債権者が負担する。

第七四一条

全債権者が滌除の申し出の受け入れをはっきりと、または間接的に受けたときは、譲受者が債務弁済の代わりに支払うと申し出た額に基づき、弁済または供託することによって抵当権または優先権は滌除される。

第七四二条

抵当権の実行、抵当権の滌除によって抵当物の既取得者から抵当物が手放されたとき、抵当物を手放したことは遡及効果をもたず、債権者が抵当物に対して有し、登記した優先権は、抵当権設定者の債権者、または元所有者が登記した優先権の下位に置かれる。

この場合、抵当物の既取得者にとって利害となる抵当物の物権が、その抵当物を取得した時に消滅したときは、その権利は抵当物を取り戻した時にその者にとっての利害にまた戻る。

第七四三条

譲受者が自己の行為または重大な不注意で抵当物の価値を引き下げ、その抵当物に対し抵当権または優先権を有する債権者に損害を与えたときは、譲受者がその損害の責に任じる。譲受者が自己の負担した金額の請求、または抵当物の改良のために自己の負担した費用の請求はできない。ただしその抵当物の価値が上がり、競売時に増価した部分のみを請求したときはその限りではない。

第六章

抵当権設定契約の消滅

第七四四条

抵当権は以下の時消滅する。

- (一) 担保した債権が時効でない事由により消滅した時。
- (二) 証拠書類によって抵当権設定者に対し抵当権設定が免除された時。
- (三) 抵当権設定者が免責された時。
- (四) 抵当権が滌除された時。
- (五) 抵当物が抵当権実行または抵当権滌除に伴う裁判所命令によって競売された時。
- (六) 抵当直流があった時。

第七四五条

抵当権者は担保された債権が時効になったとしても抵当権を実行することができる。ただし五年を超えて抵当における未払い利息を実行することはできない。

第七四六条

ある回の、全部または一部の、債務の弁済、または債権の消滅、抵当権または抵当が担保となった債権の変更の合意は、利害関係者の請求があった時に係官に登録しなければならない。そうでない場合、第三者に対抗することはできない。

第一三編

質

第一章

総則

第四七四条

質とは質権設定者と呼ぶ一人の者が、質権者と呼ぶもう一人の者に債務弁済の担保として動産を差し出す契約のことである。

第七四八条

質は債務弁済と共に以下の付随費の担保となる。

- (一) 利息。
- (二) 債務不履行の場合の損害賠償。
- (三) 質権実行の費用。
- (四) 質物の保管費用。
- (五) 質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償。

第七四九条

質権設定契約当事者は第三者をして質物の保管者とすることができる。

第七五〇条

質物が証書を有する権利であり、その証書を質権者に引き渡さなかった上、その権利の債務者に質権設定を文面で通知しなかったときは、その質権設定は無効である。

第七五一条

指図債権の証書を質権の目的としたときは、質権の設定を裏書きしなければこれをもって第三者に

対抗することができない。

ここにおいて証書における債務者に通知する必要はない。

第七五二条

指図債権かつ裏書きによって譲渡できない証書を質権の目的としたときは、その証書に質権設定を明示しなければならず、証書における債務者または第三者に対抗することはできない。ただし証書における債務者に質権設定を通知したときはその限りではない。

第七五三条

株式または記名社債を質権の目的としたときは、会社または第三者に対抗することはできない。ただし株式または社債の譲渡に係る第二二編の内容規定に基づき、会社の帳簿に質権の設定を記入したときはその限りではない。

第七五四条

質権設定した権利が担保した債権の前に弁済期がきたときは、その権利における債務者が質権者に権利の目的物を引き渡さなければならず、その目的物は質権に代わる質物となる。

質権設定した権利が金銭で弁済しなければならない債権であり、担保した債権の前に弁済期が来たときは、質権者及び質権設定者に金銭で弁済しなければならない。双方が合意できないときはいずれかが共益として供託所にその金額を供託するよう請求することができる。

第七五五条

権利質は、質権者の承諾なしに質権者の損害になるその権利の終了、または変更はできない。

第七五六条

弁済期前の合意で、債務不履行のときに質権者が質物の所有者になる、または質権実行に係る規定に拠らずに質物を処分するとした合意は無効である。

第七五七条

本編一三編の内容規定を政府の許可を得た、法律または質屋業監督規約に反しない質屋に適用する。

第二章

質権設定者と質権者の権利と義務

第七五八条

質権者は債務弁済及びその付随費を全て受け取るまで質物を全て留置することができる。

第七五九条

質権者は質物を安全に保管し、思慮分別のある者が自己の財産を保全するのと同じように質物を保全しなければならない。

第七六〇条

質権者が質権設定者の承諾を得ずに質物を自己使用した、第三者の使用に供した、保管したとき、質権者は不可抗力であったとしてもその滅失、毀損の責に任じる。ただしその質物の性質から自然と滅失、毀損したことを証明できるときはその限りではない。

第七六一條

契約に別様の規定がない場合、その財産から法律上の利息が発生したとき、質権者は自己に対する未弁済利息としてそこから配分する。未弁済利息がないときはその財産を担保として質入れした債務の元金としてそこから配分する。

第七六二条

質物の保全費用は、契約に別様の規定がある場合を除き、質権設定者が質権者に対して支払う。

第七六三条

質物が返還されてから、または競売に付されてから六か月が経過したとき、以下の訴訟は起こすことができない。

- (一) 質権者が質物に与えた毀損の損害賠償請求。
- (二) 質物の保全費用請求。
- (三) 質物の隠れた瑕疵によって発生した質権者の損害賠償請求。

第三章

質権の実行

第七六四条

質権者は質権の実行に当たって、前もって文面でしかるべき期間内に債務及び付随費を弁済するよう督促する。

債務者が督促に応じないときは、債権者は質物を競売に掛けることができる。

このとき質権者は競売の時間及び場所を質権設定者に知らせるため通知状を送らなければならない。

第七六五条

前もって通知できないときでも、質権者は債務弁済が一月送れたとき質物を競売に掛けることができる。

第七六六条

手形質のときは、質権者は前もって通知せずに期日が来ればその手形に従い金銭を請求領収することができる。

第七六七条

質権を実行し得られた純額はそれがいくらであっても、質権者はまず未弁済債務及び付随費の返済に当て、残額があるのであれば質権設定者またはその返還を受ける者に返還しなければならない。未弁済額よりその純額が少ないときは、債務者はその足りない部分について責に任じる。

第七六八条

一つの債務の担保として複数の財産が質入れされたとき、質権者はその中からある財産を選んで売却することができるが、自己の権利に基づく必要額を超えて売却することはできない。

第四章

質権の消滅

第七六九条

質権は以下の時消滅する。

- (一)担保した債権が時効でない事由により消滅した時。
- (二)質権者が質物を質権設定者に返還、占有させた時。

第一四編

倉庫保管

第一章

総則

第七七〇条

倉庫営業者とは自己の商業上の報酬のために受寄物を保管することを業とする者のことである。

第七七一条

本法典の寄託に係る諸規定を、この編の内容規定に反しない限りにおいて、倉庫保管についても適用する。

第七七二条

運送に係る第六一六条、第六一九条、第六二三条、第六二五条、第六三〇条、第六三一条、第六三二条の規定を内容に沿って倉庫保管にも準用する。

第七七三条

倉庫営業者は営業時間であると認められる時間内であればいつでも、預証券所持人(プーソン)または質入証券所持人が寄託物を点検することや、見本を持ち出すことを容認しなければならない。

第七七四条

倉庫営業者は合意した期限前に寄託者に対し受寄物の引き取りを求めることはできない。受寄物の返還時を定めていないときは、倉庫営業者は一か月以上前もって寄託者に通知した時、返還することができる。ただし入庫日から二か月が経過していなければ返還を受けなくともよい。

第二章

預証券と質入証券

第七七五条

倉庫営業者は寄託者の請求により、控帳のある書類、特に寄託物の預証券一部及び質入証券一部を寄託者に交付しなければならない。

第七七六条

預証券は、寄託者に対し裏書して他者に譲渡する権利が与えられる。

第七七七条

質入証券は、寄託者に対し、被裏書人にその寄託物を引き渡さなくても、請求する権利を示す裏書をもって質入れする権利が与えられる。

ただし寄託者が質入れする時は、預証券と切り離し、被裏書人にその質入証券を引き渡さなければならない。

第七七八条

預証券と質入証券は、控帳、符合する通し番号、倉庫営業者の署名がなければならない。

このとき預証券と質入証券には以下の事項が記載されていなければならない。

- (一) 寄託者の氏名または商号、及び住所。
- (二) 倉庫所在地。
- (三) 保管料。

- (四) 受寄物の性質及び重量または大きさ。荷造の性質、個数、記号。
 - (五) 預証券及び質入証券の交付場所及び公付日。
 - (六) 保管期間を規定する場合はその期間。
 - (七) 受寄物に保険が掛けられているときは、保険金額、保険期間、保険者の氏名または商号。
- 倉庫営業者はこれらの事項について控帳にも記載しておかなければならない。

第七七九条

預証券であっても、質入証券であっても、所持者(ブローカー)に対し交付または裏書することはできない。

第七八〇条

寄託者が質権者に対し質入証券に裏書した時、契約当事者はその裏書を預証券にも記載しなければならない。

預証券に記載しなかったその質権設定は寄託物購入者に対抗できない。

第七八一条

質入証券が裏書され、質権者に引き渡された時、寄託者と質権者は、前条に基づき預証券に記載したことを証拠として質入証券にも記載する。

第七八二条

寄託者が寄託物を質入れし、質入証券を被裏書人に引き渡した時、被裏書人は倉庫営業者に対し担保として供された質物の数量、利息額、弁済期日を知らせる通知状を出さなければならない。倉庫営業者は通知を受けた時、控帳にそれを記載しなければならない。

控帳に記載しなかった場合、その質権設定は寄託者の債権者に対し対抗できない。

第七八三条

預証券と質入証券の両方の所持人は、倉庫営業者に対し寄託物を分割し、その各部分に対する預証券及び質入証券の交付を請求することができる。この場合、所持人は前の預証券及び質入証券を倉庫営業者に返還しなければならない。

寄託物の分割及び新書類の引き渡しの費用は書類所持人が負担する。

第七八四条

寄託物の所有権は預証券の裏書をもって譲渡することができる。

第七八五条

寄託物は質入証券に裏書することによって質入することができる。質入証券に裏書された時、その質

入証券と同じ預証券に裏書することによって、その寄託物はさらに第二の者に質入れすることができる。

第七八六条

寄託物が質入されていない間、預証券と質入証券を別々に譲渡することはできない。

第七八七条

質入証券に第一の質入裏書をするときは、債権額、その利息、弁済期を記載しなければならない。

第七八八条

倉庫への寄託物は預証券と引換に返還を受けることができる。

第七八九条

質入証券が分割され質入裏書がなされたときは、預証券及び質入証券双方を返還したときに寄託物を受け取ることができる。

ただし預証券所持人は質入証券に記載された債務額及び弁済期日までの利息を倉庫営業者に支払った時は、いつでも寄託物の返還を受けることができる。

このとき倉庫営業者は、支払われた金額を質入証券が返済されたときにその質入証券所持人に支払わなければならない。

第七九〇条

担保として寄託物が質入された債権が、弁済期に弁済されなかったときは、質入証券所持人は規則に沿って反対を申し立てることによって、その寄託物の競売を倉庫営業者に請求することができる。ただし反対の申し立てから八日以内に競売することはできない。

第七九一条

質入証券所持人は競売の日時、場所を寄託者に通知状で通知しなければならない。

第七九二条

倉庫営業者は競売代金から倉庫保管に係る自己への未払い金を控除した上、質入証券所持人が質入証券を返還してきた時、その残額から未払い金を支払わなければならない。

さらに残額があれば、預証券と引き換えに次位の質権者に支払わなければならない。次位の質権者がいない、またはいたとしてもすでに弁済を受けていたときは、預証券所持人に残額を支払う。

第七九三条

競売代金が質入証券所持人への債務弁済に足りないときは、倉庫営業者は質入証券に支払った額

を記載して質入証券所持人に返還し、その旨を会計帳簿に記載しなければならない。

第七九四条

質入証券所持人は、まず未払い金を裏書人全員または各裏書人に請求する権利を有する。ただし反対の申し立てがあった日から一か月以内に競売しなければならない。

競売から一年が経過したときは請求することはできない。

第七九五条

本編の規定に反しない限りにおいて、本法典の手形に係る規定を裏書された質入証券及び預証券にも適用する。

第七九六条

質入証券と預証券の双方またはその一方が滅失したときは、その書類の所持人が相当の担保を供した時、倉庫営業者は新たに交付することができる。

その場合、倉庫営業者は証拠として控帳簿にその交付を記載しておかなければならない。

第一五編

代理人

第一章

総則

第七九七条

代理契約とは、代理人と呼ぶもう一人の者が本人と呼ぶもう一人の者に代わり行為をなす権限を有することで合意した契約のことである。

代理人の資格は、はっきりと、または間接的にそれを示すことにより効力をもつ。

第七九八条

法律で文面による行為が規定されている行為は、その行為のための代理人選任も文面によって行われなければならない。

法律で文面の証拠がなければならぬと規定されている行為は、その行為のための代理人選任も文面の証拠がなければならぬ。

第七九九条

無能力者を代理人とした本人は、代理人の行為に責任を持たなければならない。

第八〇〇条

特定の権限だけ委任された代理人は、その達成に必要なことだけについて代行する。

第八〇一条

無特定の権限を委任された代理人は本人に代わりすべての行為をなすことができる。

ただし以下の行為はできない。

- (一) 不動産の売却または抵当権設定。
- (二) 三年を超える不動産賃貸。
- (三) 贈与。
- (四) 和解。
- (五) 告訴。
- (六) 仲裁申し立て。

第八〇二条

緊急の場合は、本人の損害を防止するために、無能力者がする行為と同様の行為であれば、代理人はすべての行為をなす権限を有する。

第八〇三条

代理人は報酬を受け取る権利を持たない。ただし契約上の合意で報酬があるとしたとき、または契約当事者がその行為によって報酬があることを互いに示したとき、または慣習上報酬があったときはその限りではない。

第八〇四条

一つの契約で一人の本人が一つの行為のために複数の代理人を任命したときは、代理人の各人、各行為を分割することはできずとまず指定する。

第八〇五条

代理人は本人の承諾を得ていない時、本人の名において、または第三者の代理人として法律行為をなすことはできない。ただしその法律行為が債務弁済であるときはその限りではない。

第八〇六条

名を明かしていなかった本人が自らを明らかにし、代理人が代行した契約を受領することもできる。ただし本人が代理人に対し本人の名をもってする行為を容認したときは、代理人に対する第三者の権利、及び第三者がその代理人であることを知る前に得た権利を侵害することはできない。

第二章

本人に対する代理人の義務と責任

第八〇七条

代理人は本人のはっきりとした、または間接的な指図に基づき行為をなす。指図がないときは、自ら行う商行為に従い行為をなす。

ここにおいて寄託に係る第六五九条を準用する。

第八〇八条

代理人は副代理人を使う権限があるときを除き、自ら行為しなければならない。

第八〇九条

本人が代理人に委任した行為の進捗について知りたいときは、その事由によっていつでも代理人は本人に報告しなければならない。代理人の行為が終了したときは、代理人は帳簿を明らかにしなければならない。

第八一〇条

代理人がその代理行為のために得た金銭またはその他の財産は、代理人はその全部を本人に送付しなければならない。

代理人が代理人の資格で得てきた諸権利は、代理人はその全部を本人に譲渡しなければならない。

第八一一条

代理人が本人に送付すべき金銭、または代理行為において使用すべき金銭を自己の利益のために使用したときは、使用した日からの利息を支払わなければならない。

第八一二条

代理人の不注意で発生した損害、または代理人としての行為をなさなかったために発生した損害、あるいは権限なしに、または権限を超えてなした行為によって発生した損害は、代理人の責に任じる。

第八一三条

本人の氏名で復代理人を任命した代理人は、その復代理人がその行為に不適格または信用できないと知っていながら本人に知らせなかった、あるいは復代理人を解任しなかった場合においてのみ責に任じる。

第八一四条

復代理人は本人に対し直接責に任じる。その逆も同じである。

第三章

代理人に対する本人の義務と責任

第八一五条

代理人が望むとき、本人は代理人に対し、代理人に委任した行為のために必要なだけの立替金を支払う。

第八一六条

委任された行為において代理人が必要な事由に基づき出費した立替金または費用は、出費した日からの利息と共に本人に請求できる。

委任された行為において代理人が必要な事由に基づき引き受けた債務は、本人に弁済を請求できる。あるいは弁済期前であれば本人にしかるべき担保を供するよう請求できる。

委任された行為において代理人の過失でない事由によって蒙った損害は、本人に損害賠償を請求できる。

第八一七条

代理人の報酬がある場合において、契約で別様の合意がない限り、その報酬は代理行為が終了した時に支払われる。

第八一八条

代理人が代理権のない行為をなしたときは、その行為について代理人は報酬を受ける権利をもたない。

第八一九条

代理人は代理行為により支払われるべき金銭を受け取るまで、その代理行為のために占有している本人の財産を差し押さえることができる。

第四章

第三者に対する本人と代理人の責任

第八二〇条

本人は、代理人または復代理人が代理権の範囲でなした行為について、第三者に対して義務を有する。

第八二一条

ある者がもう一人の者をして自己の代理人であることを示した、またはもう一人の者が自己の代理人

であるとしていたことを知っていながらそれを容認したとき、その者はもう一人の者が自己の代理人であるときと同じく、善意の第三者に対し責に任じる。

第八二二条

代理人が代理権を超えて行為をなし、本人の態度が第三者をしてその代理行為が代理権の範囲内にあると信じられるしかるべき事由になったときは、前条の規定を適用する。

第八二三条

代理人が代理権なしに、または代理権を逸脱して行為をなしたとき、本人を拘束しない。ただし本人がその行為を承諾していたときはその限りではない。

本人が承諾していなかったときは、代理人が単独で第三者に対し責に任じる。ただし第三者が代理権なしに、または代理権を逸脱して行為をなしたことを知っていたと証明できるときはその限りではない。

第八二四条

外交に住所を持ち、外国に滞在する本人に代わり契約を結んだ代理人は、本人の名が明らかにされていたとしても、単独でその契約に基づく責に任じる。ただし契約の内容が代理人の責任と相反するときはその限りではない。

第八二五条

第三者が代理人への報酬として財産またはその他の利益を示し、あるいはその提供を約した上で、代理人が第三者と結んだ契約は、本人はその契約に拘束されない。ただし本人が承諾していたときはその限りではない。

第五章

代理契約の解消

第八二六条

代理契約は本人が代理人を解任する、または代理人が辞任することで解消される

代理契約は契約当事者の一方が死亡した、無能力者になった、破産者となったときに解消される。ただし契約内容またはその行為の様態と相反するときはその限りではない。

第八二七条

本人はいつでも代理人を解任できる。代理人はいつでも辞任することができる。

もう一方の当事者の不便なときに代理人を解任した、または辞任した当事者は、それにより損じた損害についてもう一方の当事者に対し責に任じる。ただし延期できないしかるべき事由があったときはそ

の限りではない。

第八二八条

本人が死亡した、または無能力者になった、あるいは破産者になったことにより代理契約が解消されたときは、本人の相続人または法定代理人が保全に取り掛かるまで、代理人が委任された利益の保全のためにすべてのしかるべき管理をしなければならない。

第八二九条

代理人が死亡した、無能力者になった、破産者になったことにより代理契約が解消されたときは、法律に基づく代理人の相続人または相続財産管理人は本人に通知し、本人が保全に取り掛かるまで、しかるべき状況に沿って本人の利益を保全しなければならない。

第八三〇条

代理契約の解消が本人または代理人の事由によるものであっても、その事由がもう一方の当事者に通知されるまで、またはもう一方の当事者がそれを知るまでは、もう一方の当事者に対抗できない。

第八三一条

代理契約の解消は善意の第三者に対抗できない。ただし第三者が自らの不注意によりその事実を知らなかったときはその限りではない。

第八三二条

代理契約が解消された時、本人は代理人に委任状を返還するよう請求することができる。

第六章

代理商

第八三三条

代理商とは、自己の商売において、本人に代わり財産の売買またはその他の売買を自己の名において行う者のことである。

第八三四条

別様の合意がない限り、代理商はその事業における慣習に基づくレートで報酬を受け取ることができる。

第八三五条

本法典の代理人に係る規定を、本章に規定に相反しない限りにおいて代理商にも適用する。

第八三六条

無能力者は代理商として行為することはできない。ただし合法に権限を得たときはその限りではない。

第八三七条

代理商が本人に代わり財産の売買またはその他の売買をしたとき、代理商はその事業において契約当事者のもう一方に対する権利及び義務を有する。

第八三八条

契約当事者の一方が債務弁済を履行しないとき、代理商はその弁済について本人に対し責に任ぜられない。ただし契約にその責任規定がある、または本人と代理人の間で責任を持つものとされていた、あるいはその地方の慣習で責任を持つことになっているときはその限りではない。

前段に掲げた契約に基づく行為を保証した代理商は、特別報酬を受け取ることのできる保証代理商と呼ぶ。

第八三九条

本人が指図した価格よりも低価格で売却した、または本人が指図した価格よりも高価格で購入したとき、代理商がその差額を補填すれば本人はその売買を受け入れなければならない。

第八四〇条

代理商が本人の指図した価格よりも高価格で売却した、または低価格で購入したとき、自らの利益とせず、本人に還元する。

第八四一条

代理商はその行為を本人に逐次報告し、代理行為が終了したときは本人に遅滞なく通知する。

第八四二条

代理商に財産を委任したときは、本法典の寄託に係る規定を準用する。

しかるべき事由がある場合は、代理商は運送受託に係る第六三一条に規定された方法に基づきその財産を管理する。

第八四三条

代理商が取引所の売買価格報告のある財産の売買を指図されたとき、その代理商は自己売買者となることができる。ただし契約でそれが禁じられているときはその限りではない。その場合、代金が相互に支払われた価格は、代理商が自己売買者になることを通知した時間の取引所における売買価格

に基づき定められる。

本人がその通知を受け取った時、即座に反対しなかった場合、承諾したものとみなす
この場合でも代理商は報酬を受け取ることができる。

第八四四条

本人と代理商の間においては、代理行為について合意があるものとみなし、直接本人の名において
なす行為と同じ効力を有する。

第一六編

仲立人

第八四五条

契約締結を指示するために、または契約締結を用意させるために仲立人に報酬を支払うことに合意
した者は、その仲立人が締結した、またはそれを用意したことによりその契約が成立した時に、報酬を
支払わなければならない。締結した契約が停止条件を有するものであるときは、その条件が成就する
までは仲立人は報酬を請求できない。

仲立人は支出した費用の補償を、その補償について合意した時に受ける権利を有する。このことは
契約が締結されなかったときにも適用される。

第八四六条

仲立人に委任した行為が報酬のためになされたものと推定されるときは、間接的に仲立人の報酬が
あるものとみなす。

その報酬額について定められていないときは、慣習に基づく額で合意したものとみなす。

第八四七条

仲立人が第三者のために自身の義務の遂行にとって違反となるような行為をなした、または善意の
行為者としての仲立人に不適當な報酬を第三者から約され、自身の義務の遂行にとって違反となるよ
うな行為をなしたとき、仲立人は報酬または費用の補償を受け取ることができない。

第八四八条

仲立人は自身が仲立した契約に基づく債務の履行の責に任ぜられない。ただし一方の当事者に知ら
しめなかったときはその限りではない。

第八四九条

契約に基づく金銭の受領または債務弁済の受け取りは、仲立人が契約当事者に代わる権限を有し
ていないものと推定する。

第一七編

和解

第八五〇条

和解とは、双方の契約当事者がすでに存在する争い、またはこれから発生する争いを中止し、相互に譲歩することで、争いを終結させる契約のことである。

第八五一条

和解契約は、責に任じる当事者またはその代理人の署名のある文面の証拠がなければ、訴訟に訴えることはできない。

第八五二条

和解契約の効力は、各当事者が放棄した請求を消滅させ、各当事者は契約で自己のものであると示されたところに基づき権利を得る。

第一八編

賭博

第八五三条

賭博によって債務を生じさせることはできない。賭博により交換された物も債務を事由とした返還請求はできない。

前段の規定は賭博の敗者がもう一方に賭博での負け金のために弁済する債務の合意にも適用する。

第八五四条

宝くじ[サラークギンペーン]、空くじなしのくじ[サラークギンルワップ]の発行は、政府が権限を付与した、または許可したものに限り契約により拘束される。それ以外は第八五三条の規定が適用される。

第八五五条

第三一二条及び第九一六条の適用下に、賭博の勝ち金に代えるためにその全額または部分額発行された、あるいは賭博において借用のために発行された手形またはその他の書類は、無効である。

この規定に資するため、賭博時に賭博上で賭博者に貸し出された金銭は、賭博のために貸し出された金銭であるものと措定する。

第一九編

当座勘定

第八五六条

当座勘定取引契約とは、それ以降にまたは定めた時間に、二人が相殺する間に生じた債務の全部または一部を削除し、バランスをもって残額部分を支払うことができるよう、その二人が合意した契約のことである。

第八五七条

手形を当座勘定項目に入れるときは、その手形に基づく支払人のいる条件付であるものと措定する。その手形が支払い不能であるときは、その項目を削除することができる。

第八五八条

契約当事者が決済の期間を定めていなかったときは六か月と定めたものとみなす。

第八五九条

契約当事者は、相反する事由がなければ、当座勘定取引契約を取り消すことを通知し、いつでも決済することができる。

第八六〇条

履行されなかった金銭は決済日からの利息を加算する。

第二〇篇

保険

第一章

総則

第八六一條

保険契約とは、一人の者が災害または契約に示された事由が将来に発生した場合に損害補填金または一定金額を支払うことで合意し、もう一人の者が保険料と呼ぶ金銭を送付することで合意した契約のことである。

第八六二条

この編において以下の語句は以下を意味する。

「保険者(プー・ラップ・プラカンパイ)」とは、損害補填金または一定金額を支払うことに合意した契約当事者を意味する。

「保険契約者(プー・アオ・ブラカンパイ)」とは、保険料を送付することで合意した契約当事者を意味する。

「被保険者(プー・ラップ・ブラヨート)」とは、損害補填金を受け取ることのできる者を意味する。
保険契約者と被保険者は同一人であってもよい。

第八六三条

保険契約において、保険契約者が保険をかけた事由に利害関係を持たないとき、契約当事者を何ら拘束しない。

第八六四条

保険契約の当事者が特別の危険を斟酌して保険料の額を定めた場合において、保険期間中にその危険が消滅したときは、保険契約者はそれ以後の保険料の減額を請求することができる。

第八六五条

保険契約時に保険契約者、または生命保険の場合はその生死に関し一定の金額が支払われる者が、保険者がそれを知っていれば保険料が引き上げられる、または保険契約を拒否する事実であることを告げなかった、あるいは事実でないことを告げたときは、その契約は無効である。

保険者が契約の解除の原因を知った日から一か月、あるいは契約日から五年が経過するまで、解除権を行使しなかったときは、その解除権は消滅する。

第八六六条

保険者が第八六五条に掲げた事実を知っていた、または事実でないことが告げられたことを知っていた、あるいは能力者の注意をもってすればそれを知ることができたときは、その契約は無効である。

第八六七条

保険契約は、責に任じる当事者またはその代理人の署名のある文面の証拠がなければ、訴訟に訴えることはできない。

保険契約者に契約に基づく内容を記載した保険証券を一部交付する。

保険証券には保険契約者の署名とともに以下の事項を記載されていなければならない。

- 一 保険の目的
- 二 保険者の負担する危険
- 三 保険価額を定めたときはその価額
- 四 保険金額
- 五 保険料
- 六 保険契約が保険期間を定めたときはその始期と終期
- 七 保険者の氏名または商号

- 八 保険契約者の氏名または商号
- 九 被保険者がいるときはその氏名
- 一〇 保険契約の年月日
- 一一 保険証券の作成地及びその作成の年月日

第八六八条

海上保険契約は海洋法の規定に従う。

第二章

損害保険

第一節

総則

第八六九条

この章において「損害(ウィナーサパイ)」とは、金銭に見積もることのできる損害を意味する。

第八七〇条

同一の目的につき同時に複数の保険契約をなした場合において、その保険金額が保険価額に超過したときは、被保険者は保険価額と同額の損害補填金を受け取ることができ、各保険者は各自の保険金額の割合によってそれぞれ負担する。

複数の保険契約の日付が同一であるときは、その契約は同時になしたものとみなす。

相次いで複数の保険契約をなしたときは、最初の保険者がまず損害を負担し、もしその負担額が損害の全部を補填するのに足りないときは、全部を補填するまで後の保険者が順にこれを負担する。

第八七一条

複数の保険契約を同時になす、または相次いで保険契約をなしたとき、ある保険者の権利消滅は他の保険者の権利と義務に影響しない。

第八七二条

(保険の目的である)危険が始まる前であれば、保険契約者は契約の解除をなすことができる。ただし保険者は保険料の半額まで受け取ることができる。

第八七三条

保険価額が保険期間中に著しく減少したときは、保険契約者は保険者に対して保険金額及び保険料

の減額を請求することができる

その保険料の減額は、将来に向けてのみ、その効力を生じる。

第八七四条

契約当事者が保険価額を定めたときは、保険者はその価額の著しく過当であることを証明できれば、その補填額を減額でき、利息とともにその割合によって保険料を返還する。

第八七五条

保険契約者が遺言状により、または法律規定により保険の目的を譲渡したときは、保険契約における権利も同時に譲渡したものとみなす。

契約で別様の規定がある場合を除き、保険契約者が保険の目的を譲渡し、それを保険者に通知した時、その保険契約における権利も同時に譲渡されたものとみなす。その譲渡において保険の目的が著しく危険を変更または増加したときは、その契約は無効となる。

第八七六条

保険者が破産宣告を受けたとき、保険契約者は契約の修正または解除をすることができる。

保険契約者が破産宣告を受けたとき、保険者は前段と同一の方法をとることができるが、ある一定の保険期間について保険料が全額支払われている場合は、その期間が終了するまで保険者は契約を解除できない。

第八七七条

保険者は以下の損害を補填しなければならない。

- (一) 実際に生じた損害額。
- (二) 防災行為のために保険をかけた財産に生じた損壊。
- (三) 保険をかけた財産の防災保全のための費用。

保険者が補填すべき損害額はその災害の事由が生じた場所、時において価額を決める。保険に付した価額は価額決定における基準額であると推定する。

損害補填金は保険に付した価額を超過することはできない。

第八七八条

損害額の計算における費用は保険者が負担する。

第八七九条

保険者は、契約に示された損害またはその他の事由が保険契約者または被保険者の悪意または重大な過失によって生じた時、その損害補填の責に任ぜられない。

別様の合意がある場合を除き、保険者は保険の目的における不完全さにより直接生じた損害につい

て補填の責に任ぜられない

第八八〇条

損害が第三者の行為によって生じた場合、保険者は支払った損害補填金の限度において、保険契約者または被保険者が第三者に対して有する権利を得る。

保険者が損害補填金の一部を支払ったときは、保険契約者または被保険者の権利を害さない範囲内において第三者に損害賠償を請求することができる。

第八八一条

保険者の負担した危険の発生によって損害が生じた場合、保険契約者または被保険者がその損害が生じたことを知った時は遅滞なく保険者にその通知を発しなければならない。

前段に掲げた行動をなさなかったとき、保険者はそのことによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただしもう一方がその行動が不可能であったことを証明できるときはその限りではない。

第八二二条

損害賠償請求において、災害のあった日から二年が経過したとき訴えることはできない。

保険料の支払いまたは返還において、保険料の支払いまたは返還請求権が発生した日から二年が経過したとき訴えることはできない。

第二節

運送保険

第八八三条

運送保険は、運送人が運送品を受け取った時からこれを荷受人に引き渡すまでに生じるすべての損害を負担し、その保険価額は運送目的地であるタムボン(行政区)に到着した時の運送品の価額に基づき定める。

第八八四条

運送中に運送品に保険をかけたときは、その運送品の保険の理由とともに運送人が受け取った場所、時間におけるその運送品の価額を考慮し、荷受人の引渡し場所までの運送賃及びその他の費用も保険価額に保険価額に算入する。

運送品の到着によって得べき利益は、特約があるときに限ってこれを保険価額に算入する。

第八八五条

保険契約に特約がなければ、運送状の必要により一時運送を中止し、または運送の道筋もしくは方法を変更したときでも、その効力を失わない。

第八八六条

運送保険証券は第八六七条に掲げた事項のほか、以下の事項を記載しなければならない。

- (一) 運送の道筋及び方法
- (二) 運送人の氏名または商号
- (三) 運送品の受け取り及び引き渡し場所
- (四) 運送期間の定めがあるときはその期間

第三節

責任保険

第八八七条

責任保険とは、ある者に生じた損害のために、保険契約者の名でその損害の補填金を支払うことに保険者が合意し、保険契約者がその責に任じる保険契約のことである。

被害者は保険契約者から直接得ることのできる額に基づき損害賠償金を受け取ることができるが、その補填金は保険者が契約に基づき支払わなければならない額を超えない。被害者と保険者間の訴訟においては、被害者は保険者の召還を請求する。

保険者は保険契約者にすでに損害補填金を送付していたとしても、被害者に対する責に任じる。ただしその補填金が保険契約者により被害者に支払われたことを証明できるときはその限りではない。

第八八八条

判決により保険者が支払った損害補填金が全損害をカバーしていないときは、保険契約者はその差額について責に任じる。ただし被害者が前条に掲げた訴訟に保険契約者を召還請求しなかったときはその限りではない。

第三章

生命保険

第八八九条

生命保険契約においては金額の支払いは一人の者の生死に拠る。

第八九〇条

支払う金額は契約当事者間の合意によって一定額、または年額によって支払うことができる。

第八九一条

保険契約者が被保険者でない場合であっても、保険契約者は契約における利益を譲渡する権利を

有する。ただし保険証券がすでに被保険者に引き渡され、被保険者が保険者に対し文面で契約に基づく利益を保持する意思を通知していたときはその限りではない。

保険証券が指図証券として作成されている場合は、第三〇九条の規定を適用する。

第八九二条

第八六五条の内容に基づく契約の場合、保険者は保険証券償還費を保険契約者またはその相続人に返還しなければならない。

第八九三条

ある者の生死の事由に基づく金銭の支払いにおいて、その者の年齢が正しく示されていなかったことが保険料の金額の減額を規定する事由となったときは、保険者が支払うべき金額をその割合によって減額する。

ただし保険者が、契約を結んだ時点で正しい年齢が保険者の通常の料金に基づくレートの限度外にあると証明できるときは、その契約は無効となり得る。

第八九四条

保険契約者は保険料を送付しないことによって契約を解除することができる。三年以上保険料を送付したときは、保険契約者は保険者から保険証券償還費、または金銭の支払いが完了した保険証券を受け取ることができる。

第八九五条

ある者の死により金額を支払わなければならない時、以下の場合を除き、保険者はその死が生じた時にその金額を支払わなければならない。

- (一) 契約日から一年以内にその者が自殺したとき、または
 - (二) 保険金受取人が故意にその者を殺したとき
- (二)の場合、保険者は積み立てられた金額を保険契約者またはその相続人に払い戻さなければならない。

第八九六条

第三者の過失により死が生じたとき、保険者はその第三者に損害賠償を請求をすることはできない。ただし死者の相続人が、その生命保険契約に基づき支払われる金額が自己に戻ってきたとしても、その第三者から損害賠償を得る権利は失われない。

第八九七条

保険契約者がその死亡時に不特定の相続人に金額を支払うこととした上で保険契約した場合、その支払われる金額は、債権者が取り立てることのできる保険契約者の相続財産の一部となる。

保険契約者が死亡時に特定の相続人に金額を支払うこととした上で保険契約した場合、すでに送付した保険料の金額についてのみ、債権者が取り立てることのできる保険契約者の相続財産の一部となる。

第二編

手形

第一章

総則

第八九八条

本法典において手形とは、一、為替手形、一、約束手形、一、小切手の三種類を意味する。

第八九九条

本法典本編で規定されていない事項が手形に記載されていたとき、その事項はその手形に何ら効力を及ぼさない。

第九〇〇条

手形に署名した者は、その手形の内容に基づく責に任じる。

手形に署名代わりの十文字または押捺などの印しがあるとき、保証人の名があったとしても、その手形に署名がなされたことにはならない。

第九〇一条

ある者が手形に署名し、もう一人の者に代わってする代行行為を記載しなかったときは、その者は手形の内容に基づく責に任じる者となる。

第九〇二条

複数の者の署名がある手形の場合、手形における契約当事者でない者、または契約当事者であっても効力が全体に及ばない者を含んでいたとしても、他の者の責任に影響を及ぼさない。

第九〇三条

手形に基づく金額支払いは、分割払いできない。

第九〇四条

所持人とは、受取人として、または被裏書人として手形を占有する者を意味する。手形が持参人払いを指図している場合は、所持人と持参人は同じである。

第九〇五条

第一〇〇八条の規定内において、手形の占有者が裏書の連続によりその権利を証明するときは、これを適法の所持人とみなす。最後の裏書が白地式である場合であってもまた同じである。白地式裏書に次いで他の裏書があるときは、その証書をなした者は白地式裏書によって手形を取得した者とみなす。抹消した裏書はこれを記載しなかったものとみなす。

手形の占有を失った者がある場合において、所持人が前段に規定した方法によりその権利を証明するときは、手形を返還する義務を負わなくともよい。ただし所持人が悪意または重大な過失によってこれを取得したときはその限りではない。

前段の規定は手形所持人が手形持参人払いを指図する場合にも適用する。

第九〇六条

先位の契約当事者には、指図人、振出人、先位の裏書人も含む。

第九〇七条

手形に裏書する余白がないときは、補箋と呼ぶ紙片を手形に付着し、これを手形の一部とする。

最初の補箋への裏書は、元の手形の一部及び補箋の上の一部の上につなげて書かなければならない。

第二章

為替手形

第一節

為替手形の発行と裏書

第九〇八条

為替手形とは、振出人と呼ぶ一人の者が、支払人と呼ぶもう一人の者に指図して、受取人と呼ぶもう一人の者にある金額、または受取人の指図に基づく金額を支払わせる証券のことである。

第九〇九条

為替手形には以下の事項を記載しなければならない。

- (一) 為替手形であることを示す文言
- (二) 一定の金額を支払うべき旨の無条件の委託
- (三) 支払人の名または商号
- (四) 満期(支払期日)
- (五) 支払地

(六) 受取人の名または商号、または持参人払いであることを示す字句

(七) 振出日及び振出地

(八) 振出人の署名

第九一〇条

前段に掲げた事項のいずれかを欠く証券は、為替手形としての効力を持たない。ただし以下に掲げる場合はその限りではない。

満期の記載がない為替手形は、一覧払いのもののみならず。

支払地の記載がない手形は、支払人の住所地が支払い地であるものとみなす。

振出地の記載のない手形は、振出人の住所地が振出地であるものとみなす。

振出日の記載がないときは、適法な所持人が善意を持って正しい日付を記載することができる。

第九一一条

振出人は手形金額につき利息を生じるべき旨を記載することができ、この場合、別様の記載がなければその利息は手形記載日から発生する。

第九一二条

為替手形は振出人の指図に基づきこれを振り出すことができる。

為替手形は振出人の自己宛てにこれを振り出す、または第三者のためにこれを振り出すことができる。

第九一三条

為替手形の満期は以下のものとする。

(一) 規定された日(確定日払い)、または

(二) 振出日から一定期間後(日付後定期払い)

(三) 呈示があった時(一覧払い)

(四) 呈示から一定期間後(一覧後定期払い)

第九一四条

為替手形の振出人または裏書人は、その手形が合法に呈示された時、引受人があり、手形記載どおりに支払われることを担保する。正しい手続きをとっても、その為替手形の引き受け、支払いが拒否されたときは、振出人または裏書人が、所持人に、またはその手形に基づき金額を支払わなければならない後位の裏書人に支払う。

第九一五条

為替手形の振出人または裏書人は以下の文言をその手形に記載することができる。

- (一)手形所持人に対する自己の責任を負わないとする、または制限する文言
- (二)為替手形所持人が自己に対して有する義務の全部または一部を免除する文言

第九一六条

為替手形を事由として訴えられた者は、自己と振出人、または自己と先位の所持人の間の関係だけをもって所持人に対抗することはできない。ただし譲渡が詐取共謀によってなされたときはその限りではない。

第九一七条

為替手形はすべて、指図式に振り出していないときでも、裏書及び委任(白地式裏書)によって譲渡することができる。

振出人が為替手形に「指図禁止(ブリアン・ムー・マイダイ)」の文字、または同一の意義を有する文言を記載したときは、その証券は一般譲渡(指名債権の譲渡)に関する方式に従い、かつその効力をもってのみ、これを譲渡することができる。

裏書は引き受けをなした、またはなさなかった支払人、振出人、その他の債務者に対してもこれもなすことができる。これらの者はさらに手形に裏書することができる。

第九一八条

持参人払いを指図した為替手形は、委任(白地式裏書)によって譲渡する。

第九一九条

裏書は為替手形または補箋にこれを記載し、または単に裏書人の署名がなければならない。

裏書は被裏書人を指定せずに、または単に裏書人の為替手形の裏面または補箋への署名だけをもってこれをなすことができる。このような裏書を「白地式裏書(サラックラン・ローイ)」と呼ぶ。

第九二〇条

裏書は為替手形により生じる一切の権利を移転する。

裏書が白地式の場合、所持人は以下の行為をなすことができる。

- (一)自己の名称または他人の名称をもって白地を補充する
- (二)白地式により、または他人を表示してさらに手形を裏書する
- (三)白地を補充せず、かつ裏書をせずに手形を第三者に譲渡する

第九二一条

持参人払いの為替手形裏書は、振出人にとっての保証でしかない。

第九二二条

裏書は条件付の内容であってはならない。条件付であってもその条件は記載されなかったものとみなす。

部分的譲渡の裏書は無効である。

第九二三条

裏書人が新たなる裏書を禁じたとき、その裏書人はその為替手形に後に裏書した者に対し責任を負わなくともよい。

第九二四条

引き受けまたは支払い拒否への対抗のため満期後に裏書された為替手形は、被裏書人は支払人に対して有する引受における権利、及び満期後に裏書した者への遡及権を有する。

ただしその手形が裏書前に引受または支払い拒否への対抗があったときは、被裏書人は自己に裏書した者が引受人、振出人、及び対抗までにその為替手形に裏書した者に対して有する権利のみ取得する。

第九二五条

裏書に「回収価額(ラカー・ユーター・リヤクゲップ)」、「取立てのため(プーア・リヤクゲップ)」、「代理のため(ナイ・ターン・ジャッカーン・ターン)」、その他単なる委任を示す文言があるときは、所持人は為替手形により生じる一切の権利を行使することができる。ただし所持人は代理のための裏書のみをなすことができる。

この場合において、債務者が所持人に対抗することができる抗弁は、裏書人に対抗することができるものに限る。

第九二六条

裏書に「担保価額(ラカー・ベン・プラカン)」、「質入価額(ラカー・ベン・ジャムナム)」、その他の質権の設定を示す文言があるときは、所持人は為替手形より生じる一切の権利を行使することができる。ただし所持人のなした裏書は代理のための裏書としての効力のみを有する。

債務者は裏書人に対する人的関係に基づく抗弁を持って所持人に対抗することはできない。ただしその裏書が詐取共謀をもってなされたときはその限りではない。

第二節

引受

第九二七条

為替手形は満期に至るまで、引受のため支払人にその住所において呈示することができ、所持人または単なる占有者が呈示者となることができる。

為替手形において振出人は期間を定め、または定めずに引受のためこれを呈示すべき旨を記載することができる。

振出人は手形に引受のための呈示を禁じる旨を記載することもできる。ただし支払人の住所ではない地において支払うべきものであるとき、または一覽後定期払いであるときは、この限りではない。

振出人は一定期日前に引受のための呈示を禁じる旨を記載することができる。

各裏書人は期間を定め、または定めずに引受のため手形を呈示すべき旨を記載することができる。ただし振出人が引受を禁じたときはその限りではない。

第九二八条

一覽後定期払いの為替手形所持人は、手形に記載された日から六か月以内に、または振出人が明示した期間内に、引受のためにこれを呈示しなければならない。

第九二九条

第九二七条の規定下に、為替手形所持人はいつでも支払人に対し引受のための呈示をなす権利を有する。もし二四時間以内に引受拒絶があったときは、所持人は抗弁する権利を有する。

第九三〇条

為替手形の引受のための呈示において、所持人は必ずしも支払人に手形を交付しなくともよい。

支払人は最初の呈示があった日の翌日に第二の呈示をなすべきことを請求することができる。利害関係人はこの請求が拒絶証書に記載されたときを除き、これに応じる呈示がなかったことを主張することはできない。

第九三一条

引受は、為替手形にこれを記載すべき引受は「引受(ラップローン・レーオ)」、またはその他これと同一の意義を有する文字をもって表示し、支払人が署名する。手形の表面になした支払人の署名はこれをもって引受とみなす。

第九三二条

記載日から一定の期間内に支払を指図した為替手形で、その発行日付が記載されていない、または一覽後定期払いの手形で引受の日付を記載していないものは、所持人が発効日または引受日を事実に基づき記載すれば、それに基づき支払がなされる。

所持人が善意を持って間違った日付を記載した場合、後にその手形が適法に取得された者であれば、その事由をもってその手形は無効とはならず、記載された日付は正しい日付であるものとみなす。

第九三三条

引受日が記載されていないときは、引受のための期間の最後の日を引受日とみなす。

第九三四条

為替手形に引受を記載した支払人が、その手形の返還前にこれを抹消したときは、引受を拒否したものとみなす。ただし支払人が文面で所持人に通知した、またはもう一方の契約当事者がその為替手形に引受のために自己の名を記載し、その後に引受を抹消したときは、支払人は引受の文言に基づく責任を負う。

第九三五条

引受には無変更引受(ラップローン・タロートパイ)と変更引受(ラップローン・ピヤンバーイ)とがある。無変更引受は振出人の指図を変更しないことで合意したものである。変更引受は記載された指図とは異なった内容を告げたものである。引受に条件が付されたり、一部引受であったりするときは、変更引受である。

第九三六条

変更引受は、為替手形所持人が拒絶することができ、制限なしの引受でなければその為替手形は引受の信用度を欠くものとみなすことができる。

所持人が変更引受を受け入れたが、振出人または裏書人が所持人に直接的・間接的に変更引受を受け入れる権限を付与しなかったとき、または後に承諾しなかったとき、その振出人または裏書人はその手形に基づく責任を負わない。ただし適法の一部引受であればこの規定を適用しない。

振出人または裏書人が変更引受の通知を受け、しかるべき時間内に所持人に反対しなかったときは、その振出人または裏書人は承諾したものとみなす。

第九三七条

支払人が為替手形の引受をなしたとき、自己の引受内容の基づき引受額を支払う義務を負う。

第三節

保証

第九八三条

為替手形はその支払の全部または一部を担保する保証人を置くことができる。これを「保証(アーワン)」と呼ぶ。

保証は、ある第三者が受取人またはその手形の契約当事者の一方が受取人であってもよい。

第九三九条

保証はその手形または補箋に記載することでできる。

保証は「保証(チャイダイ・ペン・アーワン)」、または同様の文字を表示し、保証人が署名する。

為替手形の表面になした単なる署名は、これを保証とみなす。ただし支払人または振出人の署名はこの限りではない。

保証には誰のためにこれをなすか表示しなければならない。その表示がないときは振出人のためにこれをなしたものとみなす。

第九四〇条

保証人は自らが保証した者と同一の責任を負う。

保証はその担保した債務が方式の瑕疵を除き、他のいかなる事由によって無効となったときでも、これを有効とする。

保証人が為替手形の支払をなしたときは、保証された者及びその者の為替手形上の債務者に対し、為替手形から生じる権利を取得する。

第四節

支払

第九四一条

確定日払、日付後定期払または一覽後定期払の為替手形の所持人は、支払をなすべき日に支払のため手形を呈示しなければならない。

第九四二条

為替手形の所持人は満期前にはその支払を受けなくともよい。

満期前に支払をなす支払人は自己の危険においてこれをなすものとみなす。

第九四三条

一覽後定期払の為替手形の満期は引受の日付または拒絶の日付のよってこれを定める。

拒絶がなかった場合においては、日付のない引受は引受人に関する限り、法律または契約に基づく引受のための呈示期間の末日にこれをなしたものとみなす。

第九四四条

一覽払の為替手形は呈示があった時、これを支払うべきものとする。このとき支払のための呈示は、一覽後定期払の為替手形引受のための呈示で定められた期間内になされなければならない。

第九四五条

支払は為替手形が償還されたときに請求することができる。支払は所持人に対し受け取りの書名をその手形にさせることができる。

第九四六条

為替手形において、所持人は一部支払を拒否することができる。

一部支払を受けた場合においては、所持人はその支払があった旨を手形上に記載し、受取証書を支払人に交付しなければならない。

第九四七条

満期に支払のための呈示がなかった為替手形は、引受人は、手形に基づく未払い金額を差し出すことで、自己の責任を免れることができる。

第九四八条

為替手形の所持人が支払人に対し期間を伸長したときは、その所持人は期間の伸長に合意していない先位の契約当事者に対し遡及権を行使できない。

第九四九条

第一〇〇九条の規定下において、満期において支払をなす者は、悪意または重大な過失がない限り、その責任を免れることができる。この者は裏書の連続の整否を調査する義務があるが、裏書人の署名を調査する義務はない。

第五節

参加

第九五〇条

振出人または裏書人は、希望時に支払地で引受または支払をなす予備支払人を記載することができる。

以下に規定する条件において、為替手形に署名した者のために参加をなす者は引受または支払をなすことができる。

参加人は第三者、支払またはすでに為替手形上の債務を負う者であってもよい。ただし引受人はこの限りではない。

参加人はその被参加人に対し遅滞なく通知しなければならない。

(一)参加引受

第九五一条

参加引受は、引受のための呈示ができる為替手形の所持人が、満期前に遡及権を有する一切の場合において、これをなすことができる。

参加引受において所持人はこれを拒むことができる。予備支払人が参加引受をなす者であってもこ

れを拒むことができる。

所持人が参加引受を承諾したとき、所持人は自己に対し責任を負う一切の契約当事者に対し有する遡及権を失う。

第九五二条

参加引受は参加手形にこれを記載し、参加人が署名しなければならない。また被参加人を表示しなければならない。被参加人の表示がないときは振出人のためにこれをなしたものとみなす。

第九五三条

参加引受人は所持人及び被参加人より後の裏書人に対し被参加人と同一の義務を負う。

(二) 参加支払

第九五四条

参加支払は所持人が満期または満期前に遡及権を有する一切の場合においてこれをなすことができる。

支払は、支払拒絶証書をつくらせることができる最後の日の翌日までにこれをなさなければならない。

第九五五条

為替手形が参加引受されたとき、または予備支払人が記載されたときは、所持人はこれらの者全員に手形を呈示し、かつ必要であれば拒絶証書を作らせることができる最後の日の翌日までに支払拒絶証書を作らせなければならない。

その期間内に拒絶がなかったときは、予備支払人を記載した者、または被参加人及びその後の裏書人は義務を免れる。

第九五六条

参加支払は被参加人が支払うべき全額につきこれをなさなければならない。ただし第九六八条(四)だ規定された割引料の場合はその限りではない。

参加引受を拒んだ所持人は、その支払によって義務を免れるべき者に対する遡及権を失う。

第九五七条

参加支払は被参加人を表示して為替手形になした受取の記載によってこれを証明しなければならない。その表示がないときは支払は振出人のためにこれをなしたものとみなす。

為替手形は参加支払人にこれを交付しなければならない。

第九五八条

参加支払人は被参加人及びその者の為替手形上の債務者に対し、為替手形から生じる権利を取得する。ただしさらに為替手形を裏書することはできない。

被参加人より後の裏書人は義務を免れる。

参加支払の競合の場合においては、最も多数の義務を免れられるものを優先する。

事情を知りながらこの規定に反して参加した者は、義務を免れるべき者に対する遡及権を失う。

第六節

引受拒絶または支払拒絶による遡及

第九五九条

為替手形の所持人は、裏書人、振出人、及びその為替手形に基づく責任を負うその他の者に対し、以下の遡及権を行使することができる。

(a) 満期において支払のないときの遡及。

(b) 以下の場合における満期前の遡及。

(1) 引受拒絶のとき。

(2) 引受をなした、もしくはなさなかった支払人が破産したとき、または判決の証拠がなかったとしてもその支払停止のとき、あるいはその財産に対する強制執行が功を奏さなかったとき。

(3) 引受のための呈示を禁じた手形の振出人が破産したとき。

第九六〇条

引受または支払の拒絶は拒絶証書(カム・カットカーン)と呼ぶ公正証書によりこれを証明しなければならない。

引受拒絶証書は手形に基づく支払日、またはその日から三日以内にこれを作成しなければならない。

引受拒絶証書は引受のための呈示期間内、またはそれから三日以内にこれを作成しなければならない。

引受拒絶証書があるときは支払のための呈示及び支払拒絶証書を必要としない。

第九五九条(b)(2)の場合においては、所持人は支払人に為替手形を呈示し、拒絶証書が作成されるまで遡及権を行使できない。

第九五九条(b)(3)の場合においては、振出人が破産決定書を提出することをもって遡及権を行使することができる。

第九六一條

拒絶証書は郡長(ナイー・アンプー)、郡長代行者、またはそのための許可を得た弁護士に提出する。

法務大臣は、本法典の許可証交付及び拒絶証書作成に係る規定に基づく執行のための規約を制定する権限を有する。

第九六二条

拒絶証書にはその作成者の名、地位、署名のほか手形の謄本及び裏書の全語句と、以下の内容を記載しなければならない。

- (一) 拒絶者及び被拒絶者の名または商号。
- (二) 拒絶証書作成事由、もしあれば催促とその返答、もしくは支払人または引受人の所在がわからなかった原因または事由。
- (三) 参加引受または参加支払があったとき、参加の形態、参加引受人または参加支払人の名または商号と被参加人の名。
- (四) 拒絶証書作成地及び作成日。

拒絶証書作成者は、作成請求者に拒絶証書を引き渡し、被拒絶者に拒絶の旨を急ぎ通知する。その者の住所を知るときは書留郵便によって、または住所に直接届けることができる。住所がわからないときは、被拒絶人の最後の居住地の郡役所の視認しやすい場所に拒絶証書の謄本を掲示する。

第九六三条

所持人は、拒絶のあった日に次ぐ四日以内に、または「無費用償還(マイ・ジャム・トーン・ミー・カットカーン)」の文言がある場合は呈示日に次ぐ四日以内に、為替手形の引受または支払をしない旨を自己の裏書人及び振出人に通知しなければならない。

各裏書人は、通知を受けた日に次ぐ二日以内に前の通知者全員の名及び宛所を示して、自己の受けた通知を自己の裏書人に通知し、順次振出人に及ぶものとする。この期間はそれぞれのその通知を受けた時より進行する。

裏書人がその宛所を記載しなかった、またはその記載があっても判読できないときは、その裏書人の直接の前者に通知すればことが足りる。

通知をなすべき者は、いかなる方法によってもこれをなすことができる。単に為替手形を返付することによってもまたこれをなすことができる。このとき期限内に通知したことを証明しなければならない。

通知の文面を期限内に書留郵便で送付したときは、その期限を遵守したものとみなす。

前掲の期限内に通知しなかった者は遡及権を失うことはないが、自己の重大な過失によって生じた損害があるときは、為替手形の金額を超えない範囲内においてその賠償の責に任じる。

第九六四条

振出人、裏書人、または保証人は、「無費用償還(マイ・ジャム・トーン・ミー・カム・カットカーン)」、「拒絶証書不要(マイ・ミー・カットカーン)」の文句、またはその他同一の意義を有する文言により、所持人に対しその遡及権を行使するための引受拒絶証書、または支払拒絶証書の作成を免除することができる。

前掲の文書は、所持人に対し、期限内における為替手形の義務を免除しない。期限の不遵守は、この文言を援用する者をして所持人に対抗させる。

振出人が前掲の文言を記載したときは、一切の署名者に対しその効力を生じる。振出人がこの文言を記載したにもかかわらず、所持人が拒絶証書を作成させたときは、その費用は所持人がこれを負担する。裏書人がこの文言を記載した場合において、拒絶証書の作成があったときは、一切の署名者をしてその費用を償還させることができる。

第九六五条

国内手形の場合、支払人が引受または支払の拒絶の文言及び拒絶日を記載し、署名したときは、その拒絶証書は作成する必要はなく、所持人は拒絶日に次ぐ四日内に遡及を意図する者にその文言を通知しなければならない。

第九六六条

引受または支払をしない場合の文言には、為替手形への記載日、振出人及び支払人の名または商号、手形の金額、満期、手形所持人の名または商号と宛所、拒絶日、支払または引受拒絶の内容がなければならない。

第九六七条

為替手形の振出、引受、裏書または保証をなした者は、所持人に対し合同してその責任に任じる。所持人は、前掲の者に対しその義務を負った順序に拘らず、各別または共同に請求することができる。

手形に署名した者で、その手形を受け戻した者も、自己に対し責務を負った者に、同一の権利を有する。

契約当事者の一人に対する請求は、他の契約当事者に対する請求を妨げない。すでに請求を受けた者の後者に対してもまた同じである。

第九六八条

所持人は遡及を受ける者に対し、以下の金額を請求することができる。

- (一) 引受または支払がなかった為替手形の金額、及び利息の記載があるときはその利息。
- (二) 満期以後の年五%の利息。
- (三) 拒絶証書の費用、所持人が自己の裏書人及び振出人に通知する際の費用、及びその他の費用。
- (四) 割引料は、合意がないときは手形金額の百分の[六分の一]とし、これを超えることはできない。満期前の遡及権行使があるときは、手形金額から五%減額する。

第九六九条

為替手形を受け戻し、手形金額を支払った契約当事者は、自己に対し責任を負う契約当事者に以下の金額を請求することができる。

- (一) 自己が支払った総金額。
- (二) (一)の金額に対する支払日以後の年五%の利息。
- (三) 自己が支出した費用。
- (四) 第九六八条(四)で規定したところに基づく為替手形金額からの割引料。

第九七〇条

遡求を受けた、または受けるべき債務者は、支払と引き換えに拒絶証書、受取を証明する記載をなした計算書及び為替手形の交付を請求することができる。

為替手形を受け戻した裏書人は自己及び後者の裏書を抹消することができる。

第九七一条

為替手形にさらに裏書した、または譲渡した振出人、引受人、前位の裏書人は、為替手形に基づきそれらの者に対する責任を容認していた契約当事者(債務者)に対する遡求権を持たない。

第九七二条

一部引受の後に遡求権を行使する場合において、引受のなかった手形金額の支払をなす者は、その支払の旨を手形に記載すること、及び受取証書を交付することを請求することができる。また所持人は爾後の請求をなすことができるため手形の証明謄本及び拒絶証書を交付しなければならない。

第九七三条

以下の期間が経過した時、

- (一) 一覧払または一覧後定期払為替手形の呈示期間
- (二) 引受拒絶証書または支払拒絶証書の作成期間
- (三) 「無費用償還(マイ・ジャム・トーン・ミー・カム・カットカーン)」の文句がある場合における支払のための呈示期間

ための呈示期間

所持人は裏書人、振出人、その他の債務者に対しその権利を失う。ただし引受人に対してはその限りではない。

振出人の記載した期間内に引受のための呈示をなさなかったときは、所持人は支払拒絶及び引受拒絶による遡求権を失う。ただしその記載の文言によって振出人が引受の担保義務のみを免れようとする意思を有していたことを知りうるべきときはその限りではない。

裏書に呈示期間の記載があるときは、その裏書人に限りこれを援用することができる。

第九七四条

期間内における為替手形の呈示、または拒絶証書の作成が避けることのできない障害によって妨げ

られたときは、その期間を伸長する。

所持人は自己の裏書人に対し遅滞なくその不可抗力を通知し、かつ為替手形または補箋にその通知を記載し、日付を付してこれに署名しなければならない。その他については第九六三条の規定を準用する。

不可抗力がなくなったときは、所持人は遅滞なく引受または支払のため手形を呈示し、かつ必要であれば拒絶証書を作らせなければならない。

不可抗力が満期から三〇日を超えて継続するときは呈示または拒絶証書の作成を要せずに遡求権を行使することができる。

一覧払または一覧後定期払の為替手形については、三〇日の期間は、呈示期間の経過前であっても、所持人がその裏書人に不可抗力の通知をした日から進行する。呈示期間が経過する前であっても進行する。

第七節

為替手形の複本

第九七五条

為替手形は所持人に対し振り出す種類以外にも、同一内容の二通以上の複本をもってこれを発行することができる。

複本にはその証券の文言中に番号を付さなければならない。そうでない場合、複本各通は個別の為替手形としてしか使用できない。

一通限りで振り出す旨を記載していない手形の所持人は、自己の費用をもって複本の交付を請求することができる。この場合においては、所持人は自己の直接の裏書人に対して手続きをすることによって、これに協力し、順次振出人に及ぶものとする。各裏書人は新たな複本に裏書しなければならない。

第九七六条

一通の為替手形の所持人が複数の複本に裏書した時、所持人は複本各通に基づく責任を負う。所持人の行為の裏書人はすべて、その複本が個別の手形に分かれているときと同一の、自己が裏書した複本に基づく責任を負う。

第九七七条

一セットにおける複本が適法にそれぞれの所持人に譲渡されたとき、各所持人の間で最初に権利を得た者がその手形の真の所有者とみなす。ただしこの条の内容規定は、先に複本に基づき引受または支払を適法になした者の権利には影響を及ぼさない。

第九七八条

引受の文言はどの複本に記載してもかまわないが、一通のみに限る。

支払人が二通以上に引受を記載し、その複本が適法にそれぞれの所持人の手に渡ったときは、支払人は、別個の手形に分かれているときと同一の、それら複本に基づく責任を負う。

第九七九条

セットで発行された手形の引受人が、自己の引受の文言のある複本の引渡しを請求せずに、支払をなし、満期にその複本がある所持人の手に適法に渡っていたときは、引受人はその謄本の所持人に対し責任を負う。

第九八〇条

前条までに掲げた規定下に、セットで発行された手形の複本一通が支払またはその他の行為により手形上の義務が解除されたとき、セットとなった他の手形もまた解除される。

第九八一条

引受のため複本の一通を送付した契約当事者は、他の各通にこの一通を保持する者の名称を記載しなければならない。保持者は他の一通の正当な所持人に対しこれを引き渡さなければならない。

保持者が引渡しを拒否したときは、所持人は拒絶証書によって以下の事実を証明しなければ遡求権を行使できない。

- (一) 引受のため送付した一通が請求をしても引渡がなかったこと。
- (二) 他の一通を持って引受または支払を受けることができないこと。

第三章

約束手形

第九八二条

約束手形(トア・サンヤー・チャイ・グン)とは、振出人(プー・オオク・トア)と呼ぶ一人の者が、受取人(プー・ラップ・グン)と呼ぶもう一人の者にある金額を支払うこと、またはその指図に基づきある金額を支払うことを約した証券のことである。

第九八三条

約束手形には以下の事項を記載しなければならない。

- (一) 約束手形であることを示す文言。
- (二) 一定の金額を条件なしに支払うべき旨の約束。
- (三) 満期。
- (四) 支払地。
- (五) 受取人の名または商号。
- (六) 約束手形の振出日及び振出地。

(七)振出人の署名。

第九八四条

前条に掲げた事項のいずれかを欠いた証券は約束手形である効力をもたない。ただし以下の場合はその限りではない。

満期の記載がない約束手形は、これを一覧払いのものとする。

支払地は特別の表示がないときは、振出人の住所地であるものとする。

振出地は特別の表示がないときは、振出人の住所地であるものとする。

振出日の表示がないときは、正当な所持人が善意をもって正しい日付を記載することができる。

第九八五条

第二章の為替手形に係る第九一一条、第九一三条、第九一六条、第九一七条、第九一九条、第九二〇条、第九二二条から第九二六条まで、第九三八条から第九四七条まで、第九四九条、第九五〇条、第九五四条から第九五九条まで、第九六七条から第九七一条までの規定を、約束手形の性質に反しない限りこれを約束手形に準用する。

約束手形が外国で振り出された者であるときは、第九六〇条から第九六四条まで、第九七三条から第九七四条の規定を重用する。

第九八六条

約束手形の振出人は為替手形の引受人と同一の義務を追う。

一覧後定期払の約束手形は、第九二八条に規定する期間内に、振出人の一覧のためこれを呈示しなければならない。一覧後の期間は振出人が手形に一覧の旨を記載して署名した日より進行する。振出人が日付のある一覧の旨の記載を拒否したときは、拒絶証書によってこれを証明しなければならない。その日付は一覧後の期間の初日とする。

第四章

小切手

第九八七条

小切手(チェック)とは、振出人(プー・サン・チャーイ)と呼ぶ一人の者が、受取人(プー・ラップ・ゲン)と呼ぶもう一人の者による呈示があった時、またはまたはその指図に基づき、銀行に委託して一定の金額を支払わせることを約した証券のことである。

第九八八条

小切手には以下の記載がなければならない。

(一)小切手であることを示す文字。

- (二) 一定の金額を支払うべき旨の無条件の委託。
- (三) 銀行の名または商号と所在地。
- (四) 受取人の名または商号、あるいは持参人への支払の意思の文言。
- (五) 支払地。
- (六) 小切手の振出日及び振出地。
- (七) 振出人の署名。

第九八九条

第二章の為替手形に係る第九一〇条、第九一四条から第九二三条まで、第九二五条、第九二六条、第九三八条から第九四〇条まで、第九四五条、第九四六条、第九五九条、第九六七条、第九七一条の規定を、小切手の性質に反しない限りこれを小切手に準用する。

小切手が外国で振り出されたものであるときは、第九二四条、第九六〇条から第九六四条まで、第九七三条から第九七七条まで、第九八〇条の規定を準用する。

小切手が外国で振り出されたものであるときは、第九二四条、第九六〇条から第九六四条まで、第九七三条から第九七七条まで、第九八〇条の規定を準用する。

第九九〇条

小切手の所持人は支払のため銀行に小切手を呈示する。

小切手の支払地が振出地と同じ都市(ムアン)であるときは小切手振出日から一か月以内に呈示しなければならない。支払地と振出地が異なるときは三か月以内に呈示しなければならない。そうでない場合、所持人は全裏書人に対する遡及権と共に、呈示がなされなかったことによって振出人に生じる損害分において振出人に対する権利も失う。

振出人がすでに義務を免れた小切手の所持人は、その振出人が銀行に対して有する権利を譲り受ける。

第九九一条

銀行は銀行と取引ある者が自己のために引き出す小切手に基づき金額を支払わなければならない。ただし以下の場合はその限りではない。

- (一) 銀行と取引者の口座にその小切手に基づき支払うべき金額がない。または
- (二) 小切手の振出日から六か月が経過してから支払のための呈示があった。または
- (三) その小切手が紛失した、または盗難された旨の通知があった。

第九九二条

小切手に基づく支払をなす銀行の義務と権限は以下の場合に消滅する。

- (一) 支払禁止の通知があった。
- (二) 振出人の死亡を知った。

(三)裁判所が振出人の資産の一時的な管理を命じた、または破産を宣告した、あるいはそれらの公示があった。

第九九三条

銀行が小切手に「使用可(チャイ・ダイ)」または「支払可(チャイ・グン・ダイ)」あるいはその他の同一の意義を有する語句を署名記載したときは、その小切手に基づき所持人に金額を支払わなければならない債務者としての地位における義務を負う。

小切手所持人が銀行に引き受けの内容を記載させた者であるとき、振出人及び全裏書人はその小切手に基づく責任を免れる。

銀行が振出人の要請によりその引き受けの内容を記載したときは、振出人及び全裏書人は責任を免れない。

第九九四条

小切手の表面に二条の平行線が引かれ、その二条の先の内側に「及び会社(レ・ポリサット)」またはこの内容を省略する文字がある、あるいはないとき、その小切手は「一般線引小切手(チェック・キード・クロム・トアパイ)」と呼び、銀行に対してのみ小切手額を支払うことができるものとする。

二条の線内に特定の銀行名を記載したときは、その小切手を「特定線引小切手(チェック・キード・クロム・チャボ)」とよび、その記載された銀行にのみ小切手額を支払うことができるものとする。

第九九五条

(一)線引のない小切手は、振出人または所持人が線引することができ、一般線引とすることも、特定線引とすることもできる。

(二)一般線引小切手は、所持人が特定線引に変更することができる。

(三)一般線引小切手、特定線引小切手とも、所持人は「譲渡禁止(ハーム・プリアン・ムー)」の文字を記載することができる。

(四)ある銀行を指定した特定線引小切手は、その被指定銀行が取立のために他の銀行を指定する特定線引をなすことができる。

(五)線引のない小切手、一般線引小切手とも、取立のためにある銀行に送付されたとき、その銀行は自己を指定して特定線引をなすことができる。

第九九六条

前条の規定に基づく小切手の線引は小切手の重要部分であり、その抹消は適法ではない。

第九九七条

複数の銀行を指定した特定線引小切手は、そのうちの一つの銀行に持ち込まれた時、その銀行はこれを拒絶することができる。ただし取立代理人として銀行を指定したときはその限りではない。

持ち込まれた線引小切手に基づきある銀行が支払いをなした、またはある銀行への支払以外の指定のある一般線引小切手に基づき支払いをなした、あるいはある特定の銀行への支払、またはその銀行の取立代行以外の指定のある特定線引小切手に基づき支払いをなした銀行は、その小切手の真の所有者が支払によって受けた損害に対し責に任じる。

ただし支払のために持ち込まれた小切手が持ち込み時に線引小切手であることを明らかにしなかった、または抹消された線引の痕跡を明らかにしなかった、あるいは適法でない修正を明らかにしなかったときは、その小切手に対し銀行が善意で支払をなし、かつ重大な過失がなかったときは、その銀行は責に任ぜられず、支払義務を免れる。

第九九八条

線引小切手を持ち込まれた銀行がその小切手に基づき善意かつ重大な過失なしに支払をなした、一般線引であればいずれかの銀行に支払をなした、特定線引小切手であれば特定された銀行に、あるいはその銀行の取立代行銀行に支払をなしたとき、支払をなした銀行と、小切手が受取人の手に渡ったときは振出人とは、同一の権利を有し、その小切手が真の所有者に対しなされたときと同一の地位にある。

第九九九条

[譲渡禁止(ハーム・ブリアン・ムー)]の文字の記載のある線引小切手を取得した者は、取引先の者の権利より上位の小切手の権利を持たず、その小切手上的の権利を上位とすることはできない。

第一〇〇〇条

銀行が自己の取引のために、善意かつ重大な過失なく、一般線引小切手、特定線引小切手に基づき支払の受取をなしたとき、その取引先がその小切手上的の権利がない、または一部の権利しかないことが明らかになった場合、受取をなした事由だけでは小切手の真の所有者に対するその銀行の責に任ぜられない。

第五章

時効

第一〇〇一条

為替手形の引受人、約束手形の振出人に対する手形上の請求権は、満期の日より三年をもって時効とする。

第一〇〇二条

手形の所持人の裏書人、振出人に対する請求権は、規定期間内に作成させた拒絶証書の日付から一年、「無費用償還(マイ・ジャム・トーン・ミーカム・カップカーン)」の文言がある場合は満期の日より一

年をもって時効とする。

第一〇〇三条

裏書人の他の裏書人、振出人に対する遡求権は、その裏書人が手形の受戻しをなした日から六か月、またはその者が訴えを受けた日から六か月をもって事項とする。

第一〇〇四条

時効の中断は、その中断の事由が生じた手形上の契約当事者に対してのみ、その効力が生じる。

第一〇〇五条

ある債務の中で手形が発行され、または譲渡され、あるいは裏書され、その手形に基づく権利が時効によって消滅した、または遂行義務を果たさなかったことによって消滅したとき、その権利の消滅によって損害を受けなかった債務者と同じく、その元の債務は法律の原則に基づき存続する。ただし別様の合意があったときはその限りではない。

第六章

手形の変造・盗難・紛失

第一〇〇六条

手形上のある署名が変造であっても他の署名の効力には影響が及ばない。

第一〇〇七条

手形または手形引受の文言の重要な部分を変造する者がいて、その変造に対し手形に基づく責任を負う契約当事者全員が反対であるとき、その手形は無効である。ただし変造をなした者であるところの契約当事者、またはその変造を承諾した契約当事者、変造後に裏書した者に対しては有効である。

重要部分の変造があったが、それが明らかにならなかった手形で、所持人の手に適法に渡ったものは、その所持人は変造がなかったときと同じようにその手形から利益を得ることができ、その手形の内容に基づく支払がなされる。

以下の変造は重要部分の変造とみなす。手形の日付、手形金額、満期日、支払地、及び支払地の記載がない一般引受で、引受人の承諾なしに支払地が追加された場合。

第一〇〇八条

本法典の規定下に、手形上の署名が変造である、またはその署名の本人であるとみなされる者が署名の権限を委譲しなかった時は、その変造した署名、または署名権の委譲なくなされた署名は無効である。手形保持のため、手形の償還のため、または手形契約当事者に対する支払いを行わせるための署名の変造または署名権の委譲のない署名は絶対にしてはならない。ただし保持させられた、また

は支払をさせられた契約当事者は、文字を抹消できる立場にありながら変造署名または署名権の委譲なくなされた署名を排除しなかった者に対して対抗できる。

ただし本条に掲げた規定内容は、変造署名でなく、署名権の委譲なくなされた署名の承認には影響を及ぼさない。

第一〇〇九条

指図に基づく支払手形の持参人がある銀行に支払を求め、その銀行が通常取引に基づき善意で、かつ重大な過失なく支払をなしたとき、銀行は受取人の裏書、または裏書をなしたとみなされる者から権限を委譲された裏書かどうかを証明する義務はない。その裏書が変造されたもの、または権限の委譲なくなされたものであっても、銀行は規則に従い支払をなしたものとみなす。

第一〇一〇条

紛失した、または盗難にあった手形の所持人はそれを知ったときは即刻、手形の振出人、支払人、公証人、引受人、保証人に文面で通知しなければならない。

第一〇一一條

満期前に手形が紛失したときは、その手形の所持人となった者が振出人に対し、同じ内容の手形をもう一通振り出すよう請求することができる。この場合、希望すれば、所持人は、紛失した手形が見つかったときに損害を補償するため、振出人に担保を差し出すこともできる。

請求を受けた振出人は新たな振出を拒否したときに振り出しを強制される。

第二二編

パートナーシップ及び会社

第一章

総則

第一〇一二条

パートナーシップ(ハーン・フン・スワン)または会社(ポリサット)の設立とは、商行為によって得られる利益を分配する目的をもって、二人以上の者が商行為をなすことで合意した契約のことである。

第一〇一三条

パートナーシップまたは会社は以下の三種とする。

- (一) 合名会社(ハーン・フン・スワン・サーマン)
- (二) 合資会社(ハーン・フン・スワン・ジャムカット)
- (三) 株式会社(ポリサット・ジャムカット)

第一〇一四条

パートナーシップ及び会社の登記事務所は、パートナーシップ及び会社の登記を監督する大臣が設置規定の発令者となる。

第一〇一五条

パートナーシップまたは会社は本編の規定に基づき設立登記された時、法人となり、パートナーシップまたは会社を構成するパートナー(プー・ペン・ワン・スワン)または株主(プー・トゥー・ワン)とは別的人格となる。

第一〇一六条

登記は、パートナーシップまたは会社がその本店を置く王国内の行政区(タムボン)における登記所において登記する。

登記した内容の変更、本編の規定または許可によって登記するその他の変更も、同一の登記所において行う。

第一〇一七条

登記内容または公示内容が国外で生じたときは、その内容の登記または公示のための期間は、登記または公示する行政区にその通知が来た時から起算する。

第一〇一八条

登記においては大臣が規定した規則に基づき手数料を支払う。

第一〇一九条

本編の届出の規定に基づく登記申請、または登記が必要な書類に不備があるとき、申請または書類における届出事項が法律に反しているとき、登記申請に必要な書類が揃っていないとき、あるいは法律で規定されたその他の要件を満たさなかったときは、登記申請または書類が揃うまで、または正しく変更を加えるまで、全書類を送付するまで、要件を満たすまで、登記官は登記しなくともよい。

第一〇二〇条

人は誰でも、大臣が規定してところに基づき手数料を払えば、登記官が保管する書類を閲覧することができる、またはパートナーシップまたは会社の登記証明書を登記官に請求することができる。あるいは書類の謄本を内容証明と共に請求することができる。

第一〇二一条

登記官は登記事項の要約を大臣が規定した様式に基づき、官報に公示する。

第一〇二二条

公示された時、登記した書類または内容は、パートナーシップまたは会社の関係者、あるいは無関係者すべてがこれを知ったものとみなす。

第一〇二三条

パートナー、パートナーシップ、または会社は、登記の公示がなされるまで、契約または書類を事由とする第三者に対する権利関係を持つことはできない。ただし第三者は権利関係を持つことができる。

公示前に債務の返済を受けたパートナー、株主、パートナーシップ、会社はそれを返済しなくともよい。

第一〇二四条

パートナー間、株主間、パートナーとパートナーシップ間、株主と会社間においては、パートナーシップまたは会社の会計帳簿、あるいはパートナーシップまたは会社の清算人の会計帳簿は、全記載内容が正しく記載された証拠であると推定する。

第二章

合名会社

第一節

定義

第一〇二五条

合名会社(ハーン・フン・スワン・サーマン)とは、全パートナー(プー・ペン・フン・スワン)が会社(フン・スワン)の全責務に連帯責任を負う種類のパートナーシップのことである。

第二節

パートナー同士の関係

第一〇二六条

全パートナーはパートナーシップに出資(ロン・フン)しなければならない。

出資は金銭または別の財産、あるいは労務の提供でもよい。

第一〇二七条

疑わしい場合がある時は、出資し合ったその出資物は同一の価値を有するものとまず推定する。

第一〇二八条

あるパートナーが労務出資であるとき、定款に労働価額を定めていない場合、労務出資パートナーの分配利益計算は、金銭またはその他の財産出資パートナーの平均分配利益と同じとする。

第一〇二九条

財産出資パートナーとパートナーシップ間との引渡、修繕、損壊、権利剥奪のための責任、責任の免除にかかわる関係は、本法典の賃貸借についての規定を適用する。

第一〇三〇条

財産上の権利を出資したパートナーのパートナーシップ間との引渡、修繕、損壊、権利剥奪のための責任、責任の免除に係る関係は、本法典の売買についての規定を適用する。

第一〇三一条

あるパートナーが自己の出資物を引き渡さなかったときは、そのパートナーに書留郵便でしかるべき期間内に引渡するよう通知しなければならない。そうしないときは他のパートナーの意見の一致によって、または定款に定めた多数決によってそのパートナーを除名することができる。

第一〇三二条

パートナーシップの定款、業務の種類は全パートナーシップの承認なく変更することはできない。ただし別様の合意がある時はその限りではない。

第一〇三三条

パートナーシップの業務執行でパートナー同士の合意がないときは、パートナー全員が業務執行できる。ただし他のパートナーが反対する契約を交わすことはできない。

この場合、パートナーは全員、業務執行パートナー（フン・スワン・プーチャッカーン）とみなす。

第一〇三四条

パートナーシップの業務においてパートナーの多数決に基づくことに合意した時は、パートナー一人一人はその出資の多寡に拠らずそれぞれ一票を有する。

第一〇三五条

複数のパートナーにパートナーシップの業務執行をさせることに合意したときは、各業務執行パートナーが業務執行権をもつが、他の業務執行パートナーが反対する行為をなすことはできない。

第一〇三六条

業務執行パートナーは他のパートナーがそれを認める時、解任することができる。ただし別様の合意

がある時はその限りではない。

第一〇三七条

パートナーの一人または二人以上を業務執行パートナーとすることに合意したとき、業務執行パートナー以外のパートナーであっても、そのパートナーシップの営業をいつでも監視し、その帳簿、書類を監査、複写することができる。

第一〇三八条

パートナーが他のパートナーの承諾を得ずに、そのパートナーシップの業務と同種で競合する業務をなすことは、それが自己のため、または他人のためであっても、できない。

本条の規定に違反するパートナーがいるとき、他のパートナーはそのパートナーが得た利得、またはその行為によって生じた損害賠償を請求することができる。ただし違反行為があった日から一年が経過した時、請求することはできない。

第一〇三九条

パートナーはパートナーシップの業務遂行にあたって、自己の業務の執行と同じように最高度の注意を払ってこれをなさなければならない。

第一〇四〇条

パートナー全員の承諾を得ずに別の者をパートナーにすることはできない。ただし別様の合意がある時はその限りではない。

第一〇四一条

あるパートナーが他のパートナー全員の承諾を得ずに、パートナーシップの自己の利益の全部または一部を第三者に移転したとき、その第三者をパートナーとすることはできない。

第一〇四二条

業務執行パートナーと他のパートナーの間関係は、本法典の代理人に係る規定を適用する。

第一〇四三条

業務執行パートナーでないパートナーが、パートナーシップの業務を執行する、または業務執行パートナーが自己の権限を逸脱した執行をなしたとき、本法典の指図外の執行に係る規定を適用する。

第一〇四四条

全パートナーの利益、損失は出資率に従う。

第一〇四五条

ある者の出資が単に利益の分配比率を決めている、または単に損失の分担比率を決めているときは、その者の出資分は損益とも同一の比率を有するものと推定する。

第一〇四六条

パートナーは誰でもパートナーシップの業務執行による報酬を受け取る権利をもたない。ただし別様の合意があるときはその限りではない。

第一〇四七条

退社したパートナーの氏名が依然としてパートナーシップの商号中に使用されているときは、その使用を止めるよう請求することができる。

第一〇四八条

パートナーは、自己の氏名を明らかにしていない取引であっても、他のパートナーからの自己の取り分を請求することができる。

第三節

パートナーシップと第三者との関係

第一〇四九条

パートナーは自己の名を明らかにせず取引上の第三者に対する権利を保持することはできない。

第一〇五〇条

パートナーがそのパートナーシップの通常取引においてなした行為は、全パートナーが拘束され、その行為によって生じた債務弁済において無制限の連帯責任を負う。

第一〇五一条

退社したパートナーは、自己の退社前にパートナーシップに生じた債務について責任を負う。

第一〇五二条

パートナーシップに加入した者は、自己の加入前に生じたパートナーシップの債務について責任を負う。

第一〇五三条

登記していないパートナーシップは、他のパートナーに対する拘束におけるあるパートナーの権限の制限があったとしても、その制限は第三者には及ばない。

第一〇五四条

パートナーでない者が言動、文言によって、またはパートナーシップの商号に自己の名を使わせることによって自己がパートナーであると偽った者、あるいは自己がパートナーであるかのような事態に反対せず、放置した者は、パートナーと同様にパートナーシップの債務において第三者に対して責任を負う。

パートナーの一人が死亡し、そのパートナーシップが元の商号のまま業務を継続したとき、元の商号の使用、死亡したパートナーの名の使用は、その死亡後にパートナーシップに生じた債務において死亡者の遺産上の責任には及ばない。

第四節

合名会社の解散及び清算

第一〇五五条

合名会社は以下の事由によって解散する。

- (一) 定款に解散の事由となる場合を定めていたときは、その事由があった時
- (二) 定款で存立時期を定めていたときは、その時期が満了した時
- (三) 定款である業務を定めていたときは、その業務が終了した時
- (四) あるパートナーが他のパートナーに第一〇五六条の規定に基づき通知した時
- (五) あるパートナーが死亡した、または破産した、あるいは無能力者になった時

第一〇五六条

パートナーシップが存立時期の終了を定めずに設立されたときは、一人のパートナーがそのパートナーシップの会計年度終了時に解散を申し出た時、かつ六か月前もってその意思を通知していた時、解散することができる。

第一〇五七条

以下の事態に至ったとき、パートナーが申し立てれば、裁判所は合名会社の解散を命じることができる。

- (一) 申立て人とは別のパートナーが、定款が自己に対して定めた重要事項である規定を意図的に、または重大な過失をもって守らなかった時
- (二) そのパートナーシップの経営が損失だけをもたらし、再建の見込みがない時
- (三) そのパートナーシップの継続を不可能とする他の事由がある時

第一〇五八条

他のパートナーが解散を申し立てる事由となる、第一〇五七条、第一〇六七条の内容に基づく一人

のパートナーに係る事由が生じた時に、解散が申し立てられたときは、裁判所は解散を命じる代わりに、その解散の事由となるパートナーの除名を命じることができる。

パートナーシップと除名されたパートナー間の財産の分与は、除名の訴えを提起した時におけるパートナーシップの財産の価額に従って計算する。

第一〇五九条

合意した存立期間が満了しても、全パートナーまたは存立時期にパートナーシップの業務執行に当たったパートナーが、パートナーシップを清算せずに、または支払清算をせずに業務を継続したとき、全パートナーは存立時期を定めずに以後もパートナーとして業務を継続することに合意したものとみなす。

第一〇六〇条

第一〇五五条の(四)または(五)に掲げた場合において、除名されたパートナーに対し残ったパートナーが持分の払い戻しに応じたときは、その定款はパートナー間において効力を持つものとする。

第一〇六一條

パートナーシップが解散したときは清算に入る。ただしパートナーが他の方法によって財産を処理することで合意したとき、または裁判所が破産宣告したときはその限りではない。

パートナーシップの解散が、あるパートナーの債権者の申し立てにより、または破産したパートナーにより発したときは、その債権者または財産保全官が承諾した時、清算しなくともよい。

清算は全パートナーがこれをなす、またはパートナーが委任した者がこれをなす。

清算人の選任はパートナーの多数決によってこれを決める。

第一〇六二条

清算は以下の順序でこれをなす。

- (一) 第三者に対する債務弁済
- (二) パートナーシップの取引でパートナーが自ら拠出した立替金及び費用の支払
- (三) 各パートナーが出資した財産の返還

残余財産があれば、パートナーにこれを分配する。

第一〇六三条

第三者への債務弁済、パートナーの立替金及び費用の支払の後にパートナーへの出資分の返還ができないときは、その足りない分は損失とし、各パートナーがこれを負担する。

第五節

合名会社の登記

第一〇六四条

合名会社は登記することができる。

登記にあたっては以下の事項を登記しなければならない。

- (一) 商号
- (二) 目的
- (三) 本店及び支店の設立地
- (四) 各パートナーの氏名及び住所、職業。商号のあるパートナーがいるときは、その氏名とともに商号も登記する
- (五) 業務執行パートナーを選任した時はその氏名
- (六) 業務執行パートナーの権限に制限を加えたときはその制限事項
- (七) 社印

契約当事者が公衆に知らせるべきと判断したその他の事項を登記してもよい。

登記は全パートナーの署名を付さなければならない。

登記官は登記書を作成し、その一通を合名会社に引き渡す。

第一〇六五条

パートナーは登記された合名会社の一連の権利において第三者に対し利益を追及する。

第一〇六六条

登記された合名会社のパートナーが、自己の利益のために、または他社の利益のために、同一の形態でかつその合名会社の業務と競合する業務を営んではならない。あるいはその登記された合名会社の業務と同一の形態で、かつ競合する業務を営む他のパートナーシップにおいて無限責任パートナーとなつてはならない。ただし他のパートナー全員から承諾を得たときはその限りではない。

この禁止事項は、全パートナーが合名会社登記時に、一人のパートナーが同一の目的を有する業務を営み、または他のパートナーシップのパートナーになっていることを知っており、定款においてもその退社を定めていないときは適用しない。

第一〇六七条

パートナーが前条の規定に違反したときは、その登記された合名会社はそのパートナーが得た利益すべて、またはその事由により合名会社が被った損害の賠償金を請求することができる。

ただしこのとき、違反のあった日から一年が経過した時、請求権を失う。

本条の規定は各パートナーの合名会社解散請求権を損なうものではない。

第一〇六八条

登記合名会社のパートナーの、自己の退社前に生じた合名会社の債務に係る責任は、退社時から

二年間に制限される。

第一〇六九条

第一〇五五条で規定した場合のほか、登記合名会社は破産した時に解散する。

第一〇七〇条

登記合名会社が債務弁済を履行しなかった時、債権者はどのパートナーであってもその履行を請求できる。

第一〇七一条

第一〇七〇条に掲げた場合において、パートナーが以下を証明できるとき、

- (一) 合名会社の資産が全部または一部の債務弁済に足り、
- (二) 合名会社に債務弁済を履行させることがそれほど困難でないこと

裁判所は適当と認めれば合名会社の資産からの弁済を命じることができる。

第一〇七二条

登記合名会社がまだ解散していないとき、特定のパートナーの債権者は、そのパートナーの利益、または合名会社によるそのパートナーへの支払金にのみ権利を行使することができる。合名会社が解散したときは、債権者はそのパートナーの持分に対しても権利を行使することができる。

第六節

パートナーシップの合併

第一〇七三条

登記したパートナーシップは、全パートナーの承諾により、他の登記したパートナーシップと合併することができる。ただし別段の合意があるときはその限りではない。

第一〇七四条

他のパートナーシップとの合併を希望するパートナーシップは、その地域で発行されている新聞に少なくとも二回その旨を公告し、パートナーシップが知りうるその債権者に合併を通知することによって、合併に反対する債権者に通知日から三か月以内に反対を届けさせるようにしなければならない。

もし期限内に誰からも反対の届出がないときは、反対がないものとみなす。

反対があったときは、請求されている債務を弁済するか、担保を差し出すまでは合併を進めることはできない。

第一〇七五条

パートナーシップが合併した時、別々の義務を有していた各パートナーシップが合併し、新たなパートナーシップとなったことを登記しなければならない。

第一〇七六条

新たなパートナーシップは合併前の各パートナーシップが有していた各権利と責任をすべて継承する。

第三章

合資会社

第一〇七七条

合資会社(ハーン・フン・スワン・ジャムカット)とは、以下のように二種類のパートナーを持つパートナーシップのことである。出資した金額を超えない範囲に責任が制限される一人または複数のパートナー。[編集部注 / 有限責任社員に相当]

(二)金額の制限なくパートナーシップの債務すべてに連帯責任を負う一人または複数のパートナー。
[編集部注 / 無限責任社員に相当]

第一〇七八条

合資会社は登記しなければならない。

その登記には以下の事項がなければならない。

(一)商号

(二)合資会社であることを示す内容、及び目的

(三)本店・支店の所在地

(四)有限責任パートナーの氏名・商号・住所・職業、及びその出資額

(五)無限責任パートナーの氏名・商号・住所・職業

(六)業務執行パートナーの氏名

(七)業務執行パートナーの権限に制限を加えたときはその制限事項

契約当事者が公衆に知らせるべきと判断したその他の事項を登記してもよい。

登記は全パートナーの署名とその合資会社の社員を付さなければならない。

登記官は登記書を作成し、その一通を合資会社に引き渡す。

第一〇七九条

まだ登記されていない合資会社は、登記されるまで、全パートナーがパートナーシップの全責務に連帯責任を負わなければならない合名会社であるものとみなす。

第一〇八〇条

合名会社に係る規定内容を本第三章の規定で除外、変更していない限り、合資会社にも適用する。
無限責任パートナーが複数いるときは、合名会社の規定内容を無限責任パートナー間の関係、及び
パートナーと合資会社間の関係にも適用する。

第一〇八一条

有限責任パートナーの氏名を合資会社の商号に使用することはできない。

第一〇八二条

有限責任パートナーが自己の氏名を商号に使用することを直接または間接に承諾したときは、その
パートナーは第三者に対し無限責任パートナーと同じ責任を有する。

ただしパートナー同士の関係においては、そのパートナーの責任は定款で規定されたところに基づ
く。

第一〇八三条

有限責任パートナーの出資は金銭またはその他の財産による出資でなければならない。

第一〇八四条

有限責任パートナーに対し利益を除き、配当、利息配当してはならない。

合資会社の資本が営業損失のため減少したときは、減少した資本が元の金額に戻るまで、有限責任
パートナーへの配当、利息配当はできない。

有限責任パートナーが善意で配当、利息配当を受けたときは、そのパートナーに対しその金額を返
還させることはできない。

第一〇八五条

有限責任パートナーが自己の出資が登記した額よりも多いことを第三者に郵便、通知状、その他の
方法で示したときは、そのパートナーは第三者に示した額まで責に任じる。

第一〇八六条

ある有限責任パートナーの出資財産の変更、または出資額の減額に、全パートナーが合意したとき、
その合意はそれが登記されるまでは第三者に対し効力を持たない。

登記された時は、その合意は登記後に生じた合資会社の負債に対してのみ効力をもつ。

第一〇八七条

合資会社は無限責任パートナーのみが業務執行者になることができる。

第一〇八八条

有限責任パートナーが合資会社の業務執行に関与したときは、そのパートナーは合資会社の全債務に対し無限の連帯責任を持つ。

ただし業務執行パートナーの選出及び解任において、定款が規定する場合にに基づき意見を表明する、助言する、投票することは、合資会社の業務執行に関与したことにはならない。

第一〇八九条

有限責任者パートナーは合資会社の清算人になることができる。

第一〇九〇条

有限責任パートナーは自己または第三者の利益のために取引をなすことができる。その取引が合資会社の取引と同種のものであってもかまわない。

第一〇九一条

有限責任パートナーは他のパートナーの承諾なしに自己の持分を譲渡することができる。

第一〇九二条

有限責任パートナーの死亡、破産、無能力者宣言は、合資会社の解散事由とはならない。ただし定款で別段の規定があるときはその限りではない。

第一〇九三条

有限責任パートナーが死亡したときは、その相続人が代わりにパートナーとなる。ただし定款で別段の規定があるときはその限りではない。

第一〇九四条

有限責任パートナーが破産したとき、そのパートナーの持分は売却され破産財団に組み込まなければならない。

第一〇九五条

合資会社が解散する前に、その債権者は有限責任パートナーを訴える権利をもたない。ただし解散後であれば債権者は有限責任パートナーに対し以下の額について訴えることができる。

- (一) 出資不履行額
- (二) 合資会社の財産から引き出した出資額
- (三) 悪意をもって、かつ第一〇八四条に違反して受け取った配当及び利息配当額

第四章

株式会社

第一節

株式会社の形態及び設立

第一〇九六条

株式会社(ポリサット・ジャムカット)とは、資本を分割し同額の株式とすることで設立、自己が保有する株式の出資価額の範囲で有限責任を持つ株主(プー・トゥー・ワン)を擁する会社のことである。

第一〇九六条の一(廃止)

第一〇九七条

七人以上の者が発起人(プー・ルーム・ゴーカーン)となり、定款書(ナンスー・ポリコンソソティ)を作成、署名し、本法典の規定に基づくその他の行為をなすことによって株式会社を設立することができる。

第一〇九八条

定款には以下の事項がなければならない。

- (一) 末尾に[リミテッド(ジャムカット)]の語句のある、設立する会社名
- (二) 会社の王国内の所在地
- (三) 目的
- (四) 株主の責任が有限であることの文言
- (五) 株式による登録資本金と一株の価額
- (六) 各発起人の氏名・住所・職業・署名とその引受株式数

第一〇九九条

定款は二通以上作成し、各発起人がこれに署名し、その各署名にはそれぞれ二人の証人が署名する。

作成した定款はその一通を登記に使用し、会社所在地となる場所の王国内の登記所に提出する。

第一一〇〇条

各発起人は一株以上の株式を引き受けなければならない。

第一一〇一条

株式会社の取締役となる者は無限の責任を引き受けすることができる。この場合、定款にその無限責任の旨を記載しなければならない。

取締役となる者の無限責任は、その者が取締役の地位から離れた日から二年間にわたって継続す

る。

第一一〇二条

公衆に株式購入を勧誘してはならない。

第一一〇三条(廃止)

第一一〇四条

登記する会社の株式の総数は、登記前に株式引受人(プー・カオ・チュー・スー)がいなければならない、または発行されていないなければならない。

第一一〇五条

株式はあらかじめ定められた価額よりも低い価額で発行してはならない。

あらかじめ定められた価額よりも高い価額での発行は、定款でその権限を付与していたときは発行でき、その場合、最初の株金払込と同時に差額分も払い込まなければならない。

最初の株金払込はあらかじめ定められた価額の二五%以上でなければならない。

第一一〇六条

株式の引受は引受人に対し、会社設立後に募集書及び会社の規則に基づき株金を払い込むという条件のもとに拘束する。

第一一〇七条

払込が必要な種類の株式にすべて引受人がついた時は、発起人は遅滞なく全引受人に総会の招集を通知しなければならない。この総会を創立総会(プラチュム・タン・ポリサット)と呼ぶ。

発起人は、自己の内容証明つきで、かつ次条の内容に基づく会社設立会社創立総会での議事に関する会社設立事項を、総会開催日の七日前までにすべての株式引受人に送付する。

会社設立事項を株式引受人に送付した時、発起人は本条で規定されたところに基づく内容証明つきの設立事項の謄本を速やかに会社登記官に送付しなければならない。

発起人は総会に提出するため、株式引受人の氏名、地位、住所を記し、各引受人の引受株式数を記した帳簿を作成する。

第一一七六条、第一一八七条、第一一八八条、第一一八九条、第一一九一条、第一一九二条、第一一九五条の規定を創立総会にも準用する。

第一一〇八条

創立総会における議事は以下の通り。

(一)会社の諸規則についての同意

- (二) 発起人が結んだ諸契約、及び発起人が設立手続きにおいて負担した諸費用についての承認
- (三) もし付与するのであれば、発起人に付与する金額の決定
- (四) 優先株(フン・プリマスティ)があるときは、その株式数、その形態及び優先権の内容の決定
- (五) 手形としてではなく全部あるいは一部払い込まれたときと同じように発行される普通株または優先株の株式数の決定。及び会社がそうした株式を発行する場合、払い込まれたものとみなす分の決定
労務または財産の代償として払い込まれたものとみなされる普通株または優先株を発行するときは、その詳細内容。
- (六) 最初の取締役(カマカーン)及び監査役(パナックガーン・ソープ・バンチャー)の選任、及びその権限の決定

第一一〇九条

発起人または株式引受人はその決定の件について利害関係を有するときは、投票することはできない。

総会での決定は、株式引受人の票数が投票権を有する全引受人の半数以上、かつ全株主の半数以上の株式数に基づく多数決による決定でなければ無効である。

第一一一〇条

創立総会后、発起人は取締役に全権を委譲する。

全権を委譲された時、取締役は発起人及び株式引受人に対し、告知状または株式申込書に規定されたところに基づき引受価額の二五%以上の、手形として払い込む株式の払込を請求する。

第一一一一条

第一一一〇条に掲げた金額が払い込まれた時、取締役はその会社の登記を申請しなければならない。

申請及び登記事項は創立総会で合意された以下の事項を明示する。

- (一) 普通株、優先株に引受人のいる、あるいはすでに発行された全株式数
 - (二) 手形としてではなく全部あるいは一部払い込まれたときと同じように発行される普通株または優先株の株式数、及び一部払込の株式についてはその払込済み状況
 - (三) 一株あたりの払込額
 - (四) 株金の全受取額
 - (五) 全取締役の氏名、職業、住所
 - (六) 異なった業務執行権限を持つ取締役がいるときは、その各権限。及び会社を拘束する証拠として署名する取締役の数と氏名
 - (七) 期限付きで会社を設立するときは、その期限
 - (八) 本店及び支店の所在地
- 取締役が公衆に知らせるべきと判断したその他の事項も登記できる。

登記申請においては、会社の規則を作成したときはその謄本も、創立総会の議事録の謄本とともに、一人以上の取締役の署名を付した上で送付しなければならない。

同時に取締役は定款書、及びもしあれば規則をタイプ印字して各一〇通ずつ登記所に提出しなければならない。

登記官は登記証明書(バイ・サムカン・サデー・ガーン・ジョッタピアン)を作成し、その一通を会社に引き渡す。

第一一一二条

創立総会后三か月以内に登記がなされなかったときは、その会社は設立されなかったものとし、株式引受人から受け取った一連の金銭は全額返済しなければならない。

その返還すべき金額が創立総会后三か月以内に返還されなかったときは、取締役が連帯で元金と三か月の期限以降の利息について責に任じる。

ただし取締役の中に金額不足または返還遅延が自己の過失によるものでないことを証明できる取締役がいるときは、その取締役は元金または利息について責に任ぜられない。

第一一一三条

発起人は創立総会で承認されなかった債務及び費用について連帯して無限責任を持つ。承認されたとしても会社登記までは責任を持つ。

第一一一四条

会社が登記された時、株式引受人は、誤解、脅迫、詐欺を事由に引受の無効を裁判所に訴えることはできない。

第一一一五条

定款で定めた会社名が登記済みの会社名と同一である、または登録済みの定款で定められた会社名と同一である、あるいは公衆が混同するおそれのあるほど近似しているとき、利害関係者は会社の発起人に損害賠償を請求することができ、会社名の変更を命じるよう裁判所に訴えることができる。

裁判所がその命令を出した時、変更された会社名を元の名に代えて登記し、登記証明書も改定する。

第一一一六条

利害関係者がある会社の定款書及び規則の謄本を入手したいときは、その会社に請求できる。このとき会社は一通あたり一バーツ以下の金銭を請求することができる。

第二節

株式及び株主

第一一七条

一株あたりの価額は五パーツ以上でなければならない。

第一一八条

株式は分割できない。

二人以上の者が同じ株式を保有するときは、そのうちの一人が株主としての権利行使者となる。

複数の者が同一の株式を保有するときは、株式価額の払込に連帯責任を持つ。

第一一九条

第一一〇八条(五)または第一二二一条の規定に基づき発行される株式を除き、すべての株式は全額を金銭で払い込まなければならない。

払込において株主は会社と債務の相殺をしてはならない。

第一二〇条

払込がなされていない株式の価額について、取締役はいつでも株主に対して払込を請求することができる。ただし株主総会で別段の判断を下したときはその限りではない。

第一二一条

株式価額の請求においては、二日前もって書留郵便で通知する。株主はすべて取締役が指定した送付相手、送付場所、送付時間に従い、請求された額に基づき払い込まなければならない。

第一二二条

請求に基づき払い込まなければならない金銭を期限までに送付しなかった株主は、期限日から送付日までの利息を払わなければならない。

第一二三条

株主が期限内に株金の請求に基づき払い込まなかったとき、取締役は請求額及び利息を払うようその株主に書留郵便で通知することができる。

その通知においては、請求額と利息の支払のためにしかるべき時間を定め、支払場所を指定しなければならない。その通知において、支払がなされない場合、その株式は没収されることも通知することができる。

第一二四条

株式の没収を通知したにもかかわらず、いぜんとして請求額と利息が支払われなかったときは、取締役はいつでも没収を通告できる。

第一一二五条

没収した株式は遅滞なく競売に掛ける。競売金から請求額と利息を引き、なお残金がある場合はその株主に返還しなければならない。

第一一二六条

株式の没収、競売の方法が規定に沿っていなくとも、その没収された株式の購入者の権利を損なうものではない。

第一一二七条

会社は一株または複数の株の証書として株券(バイ・ワン)を発行し、全株主に引き渡す。株券を引き渡す時、取締役が定める五〇サタン以下の手数料を請求することができる。

第一一二八条

全株券には一人以上の取締役が自ら署名し、社印を証拠として付す。株券には以下の事項を記載しなければならない。

- (一) 会社名
- (二) その株の番号
- (三) 一株あたり金額
- (四) 払込が済んでいないときは、一株あたり払込額
- (五) 株主の氏名、または誰に発行されたかの記述

第一一二九条

株券は会社の承諾なしに譲渡することができる。ただし会社の別段の定めあることを記載した記名株券であるときはその限りではない。

株券に氏名を記載する種類の記名株券の譲渡は、文面でなされず、譲渡人と譲受人の署名がないときは無効となる。その文書においては譲渡される株券の番号を記載しなければならない。

譲渡は譲受人の氏名、住所が株主名簿(サムット・タピヤン・ブー・トゥー・ワン)に記載されるまでは会社または第三者に対して対抗できない。

第一一三〇条

株式価額の請求額について未払いになっている株式は、会社はその譲渡の登録を拒否することができる。

第一一三一条

株主総会前の一四日間、会社は株主名簿を閉め、譲渡を受け付けないこともできる。

第一一三二条

株主の死亡または破産の事由により、その株式を取得する権利が他者に生じたとき、その者が株券の移転を求めた場合、その行為が可能であると認められ、しかるべき証拠が提示されていれば、会社はその者を株主として登録する。

第一一三三条

譲渡された株式は、その株式が全額払い込まれていないものであれば、譲渡人は未払いの部分について依然として責に任じる。ただし、

- (一) 譲渡人は譲渡後に発生した会社の債務に対し責に任ぜられない。
- (二) 譲渡人は債務分担の責に任ぜられない。ただし裁判所が、会社の既存株主の債務分担能力がないと認定したときは、その限りではない。

その責任について、その譲渡が株主名簿に登録されてから二年が経過した時、譲渡人を訴えることはできない。

第一一三四条

無記名株券(バイ・ワン・オーク・ハイ・ブー・トゥー)は、会社の規則で許可されている時、発行でき、全額払込みのあった株式のためにのみ発行できる。この場合において、記名株券の所有者は、記名株券の抹消のため返還した時に、無記名株券を取得する権利を有する。

第一一三五条

無記名株券はその引渡しによって譲渡することができる。

第一一三六条

無記名株券の所有者はその抹消のために返還した時、記名株券への転換を請求する権利を有する。

第一一三七条

会社の規則で取締役となる者が株主でなければならないと定めているときは、その株式は記名株式でなければならない。

第一一三八条

株式会社は以下の事項を記載した株主名簿がなければならない。

- (一) 株主の氏名、住所、もしあればその職業。番号に基づき発行された株式の識別、及び払込額または払込があったとみなすことで合意した額についての各株主の株式に係る事項。
- (二) 株主登録年月日。

- (三) 株主抹消年月日。
- (四) 株券番号及び無記名株券に記載された日付。及びその株券に記載された株式の番号。
- (五) 記名株券または無記名株券の抹消日。

第一一三九条

株主名簿は会社の登記日より、登記した事業所において保管する。株式名簿は手数料を請求することなしに業務時間内において全株主に公開する。ただし取締役は二時間以上であれば公開時間を制限することもできる。

株主総会時に株主である者全員の名簿の謄本、及び前回の株主総会以後に抹消された株主の名簿を、少なくとも年一回登記官に届け出することは、取締役の義務とする。その名簿には前条で掲げた全事項を記載する。

第一一四〇条

株主は百語につき五〇サタンの手数料を払った時、いつでもその名簿の謄本を送付するよう請求することができる。

第一一四一条

株主名簿は法律が定めた、またはその名簿に記載させる権限を付与する規定において正しい証拠であるものと推定する。

第一一四二条

会社がその優先権を定めた優先株を発行したときは、その優先権について変更することはできない。

第一一四三条

株式会社は自己の株式の所有者になってはならない。または自己の株式を質受けしてはならない。

第三節

株式会社の運営方法

一、総則

第一一四四条

株式会社は、会社の定めに従い業務をなし、株主総会の支配下にある一人または複数の取締役を置く。

第一一四五条

会社を登記して以降、特別な決定がない限り、新たな規則を定めたり、規則または定款の内容を改訂増補することはできない。

第一一四六条

新たな規則または改訂増補があったとき、会社は特別決定から一四日以内に登記申請しなければならない。

第一一四七条

新たな規則、定款、改訂増補された規則は、会社が登記申請と同時にその印字した各一〇部を登記所に提出する。

第一一四八条

株式会社は連絡場所及び通知先として登録された事業所を有していなければならない。
事業所の設置場所またはその変更は会社登記官に届け出て、登記するよう求める。

第一一四九条

株式が全額払い込まれていない間、会社は告知、手形、物品リスト(バンチー・シン・コーン)、書状のような文書に会社の資本額を払込額とともにはっきりと記載しておかななければならない。

二、取締役

第一一五〇条

取締役(カマカーン)の数、取締役の報酬は株主総会で定める。

第一一五一条

取締役の任免は株主総会においてのみなすことができる。

第一一五二条

会社登記後最初の、または毎年の最初の定時株主総会(プラチュム・サーマン)が開かれる時、三分の一の取締役が辞任しなければならない。取締役が三分の一に分割できないときは、三分の一に最も近い数の取締役が辞任する。

第一一五三条

会社登記後の一年目、二年目に辞任しなければならない取締役は、取締役による別段の合意がなければくじ引きでこれを選出する。三年目以降については任期がもっとも長い取締役が順に辞任する。
辞任した取締役は再任されることができる。

第一一五四条

取締役が破産者、または無能力者になったとき、その取締役は退任する。

第一一五五条

任期切れ以外の事由で取締役会に欠員が生じたときは、取締役が新たに取締役を選任することができるが、その取締役の任期は退任した取締役の残りの任期のみとする。

第一一五六条

株主総会が一人の取締役を任期途中で解任し、別の者を新たな取締役に選任したときは、その新たに選任された取締役の任期は解任された取締役の残り任期と同じとする。

第一一五七条

取締役の新任があったときは、毎回、その選任日から一四日以内に登記する。

第一一五八条

会社の規則で別段の定めがあるときのほかに、取締役は以下の六条に掲げた権限を有する。

第一一五九条

取締役の数に欠員があったとしても、取締役が残っていれば職務を遂行できる。ただし取締役会がいつでも成立できる人数を割り込んだときは、残った取締役は定員を満たすための新取締役の選任、または株主総会の招集に限り職務を遂行することができ、その他の職務を遂行することはできない。

第一一六〇条

取締役は、何人の取締役が会議に参加すれば取締役会が成立し、職務を遂行できる取締役の人数を定めることができる。その定めがないときは(取締役数が三人以上である時)、取締役が三人会議に参加したとき、取締役会は成立する。

第一一六一条

取締役会の決議は多数決による。票数が同数の場合は議長となった者が決定票を投じる。

第一一六二条

取締役はいつでも取締役会を召集することができる。

第一一六三条

取締役は一人の取締役を取締役会の議長に互選し、その任期を定めることができる。ただし互選し

ていないとき、または議長となった者が会議に所期の時間どおりに来なかったときは、取締役がそのうちの一人を会議の議長に互選することができる。

第一一六四条

取締役は、支配人(ブージャッカーン)または取締役である者から選任した小取締役(アナカマカーン)に自己の権限を委託することができる。委託された権限の行使において、すべての支配人または小取締役は全取締役が定めた命令または規定を遵守しなければならない。

第一一六五条

権限の委託にあたって別段の定めがないときは、小取締役会の決議は多数決によるものとし、票数が同じ場合は会議の議長が決定票を投じる。

第一一六六条

取締役の行為は、その取締役の選任が事後に瑕疵があったことが判明したとしても、あるいは取締役となる資格を欠いていたことが判明したとしても、その者が正当に選任され、取締役としての資格を備えているときと同じように有効とする。

第一一六七条

取締役と会社、第三者との関係は本法典の代理人の規定を適用する。

第一一六八条

会社の職務遂行において取締役は、注意をもって、商業従事者の忠実さでこれをなさなければならない。

特に以下については取締役は連帯で責に任じる。

- (一) 株金の払込が実際になされたこと
- (二) 法令で定められた帳簿及び書類の作成及び保管
- (三) 法令が定めたところに基づく合法的利益または利益の配当
- (四) 株主総会の決定に基づく監督

取締役である者が、自己の、または他者の利益のために会社の事業と同一または競合する様態の事業を営むことはできない。あるいは株主総会の承諾なしに、会社の事業と同一または競合する事業を営む他の商業パートナーシップの無限責任社員になることはできない。

上に掲げた規定内容は取締役の代理人に対しても適用する。

第一一六九条

取締役が会社に損害を与えたときは、会社はその取締役に損害賠償を求め訴えることができる。あるいは会社が訴えない場合は、株主が訴えることができる。

その訴えは、会社の債権者もまた、会社への償求権を有する限り起こすことができる。

第一一七〇条

取締役のなした行為が株主総会の承認を受けていた時は、その取締役はその行為に関し承認した株主、または会社に対し責に任ぜられない。

承認しなかった株主であっても、その行為を承認した株主総会があった日から六か月が経過した時、訴えることはできない。

三、株主総会

第一一七一条

会社登記日から六か月以内に株主総会を開き、その後は少なくとも一か月以内に一回開く。

そのような総会を定時株主総会と呼ぶ。

それ以外の総会は臨時株主総会(ブラチュム・ウィサーマン)と呼ぶ。

第一一七二条

取締役はしかるべき時にいつでも臨時株主総会を招集することができる。

会社の損失が資本額の半分に達した時は、取締役はその損失を株主に知らせるために臨時株主総会を招集しなければならない。

第一一七三条

会社の株式総数の五分の一以上の株式数を保有する株主が、臨時株主総会の招集要求書に署名したときは、臨時総会を招集しなければならない。その要求書には招集の目的を記載しなければならない。

第一一七四条

前条で掲げた臨時総会要求書が提出された時、取締役は遅滞なく総会を招集する。

要求提出日から三〇日以内に取締役が総会を招集しないとき、要求した株主またはその他の株主は、合わせて先の規定数に達すれば、自ら総会を招集することができる。

第一一七五条

臨時株主総会招集の通知は、総会開催日の少なくとも七日前に地元の新聞一部の紙面上に、少なくとも二回公告するか、総会開催日の少なくとも七日前に郵便で会社の株主名簿に記載された全株主に通知する。

その通知においては、総会の開催地、開催日、開催時間、総会の議題について提示する。

第一一七六条

株主はすべて、どんな種類の総会でも、いつの総会でも総会に参加する権利を有する。

第一一七七条

以下の条で規定する方法は、会社の規則に反しない限り総会に適用する。

第一一七八条

総会において会社の株式の四分の一以上を代表する株主が参加しなかったときは、その総会で事業について審議できない。

第一一七九条

総会の開催時間から一時間が経過し、総会参加株主の数が第一一七八条で規定した総会成立のための定足数に達しないとき、その総会が株主の要求で招集された場合は流会とする。

その総会が株主の要求によって招集されたものでないときは、一四日以内に再招集し、再招集された総会においては総会成立の定足数を設けなくともよい。

第一一八〇条

総会においては取締役会の議長を議長とする。

取締役会の議長がいない、またはいたとしても総会の開催時間から一五分が経過しても現れなかったときは、総会に参加した株主が一人の株主を互選し、議長とする。

第一一八一条

総会の議長は総会の承認をもって総会を別の時間に再開することができるが、再開された会議においては前の会議に審議し残した議題以外について審議することはできない。

第一一八二条

挙手投票の場合は、総会に自ら参加した、または他者に委任した各株主はそれぞれ一票を有するが、秘密投票の場合は、各株主は自己が所有する株式一に対して一票を有する。

第一一八三条

会社の規則で、ある一定数以上の株式を有する株主に投票権を与えているとき、その定数に満たない株式を有する株主は、総会において自らのグループから一人を選任して委任投票させることができる。

第一一八四条

会社が請求する株金を払い込んでいない株主は、総会において投票権を持たない。

第一一八五条

総会で議決する議題に利害を有する株主は、その議決において投票することはできない。

第一一八六条

無記名株券の所持者は総会で投票することはできない。ただし総会前に会社にその無記名株券を提出したときはその限りではない。

第一一八七条

株主は誰でも他者に代理投票を委任できるが、委任は文面によってなされなければならない。

第一一八八条

投票代理委任状には日付、委任した株主のほかに以下の事項を記載する。

- (一)投票委任者の保有株式数。
- (二)委任を受けた者の氏名。
- (三)いつの総会のための委任であるか、またはどの期間の委任であるかの記述。

第一一八九条

投票代理委任状は、委任を受けた者が投票の意思を有するとき、その総会の開始時または開始前に総会の議長に提出しなければならない。

第一一九〇条

総会における議決は挙手投票によるが、挙手の結果が発表される前、またはその途中において、少なくとも二人の株主が秘密投票を要求したときは秘密投票による。

第一一九一条

総会において、総会の議長が挙手投票による表決の結果を示し、会社の株主総会議事録(サムット・ライガン・プラチュム)に記載した時、それを証拠とする。秘密投票を要求する者がいたときは、秘密投票の結果を総会の決定とする。

第一一九二条

秘密投票を正当に要求する者がいるとき、その投票は総会が命じた方法に従う。

第一一九三条

挙手投票であっても、秘密投票であっても、票数が同数であった場合は、総会の議長が決定票を投じる。

第一一九四条

二回の総会に渡って議決したときは、以下の方法によってなされた時、その議決は特別議決(マティ・ピセート)とみなす。

議決する内容が第一回目の総会の通知に記載されていた。

第一回目の総会で票数全体の四分の三以上の多数で議決された。

第二回目の総会が第一回目の総会から一四日以上、六週間以内に招集、開催された。

第一回目の総会で議決した内容が、第二回目の総会招集の通知に全字句記載された。

第二回目の総会で、全投票数の三分の二以上の多数をもって第一回目の決定の支持を議決した。

第一一九五条

総会が招集、開催され、本章の規定または会社の規則に違反して議決されたときは、取締役または株主の申し立てにより、裁判所はその決定を取り消す。ただしその申し立てはその議決から一か月以内になさなければならない。

四、決算報告書

第一一九六条

決算報告書(バンチー・ゴップドゥン)をその会社の会計年度に合わせ、一二か月に少なくとも一回、年度末に作成しなければならない。

決算(ゴップドゥン)にあたっては貸借対照表(ライガーン・ヨー・サデー・ジャムヌアン・シンサップ・レ・ニーシン)と損益計算書(バンチー・ガムライ・レ・カートゥン)がなければならない。

第一一九七条

決算にあたっては一人または複数の会計監査人による監査がなければならず、その決算日から四か月以内に、株主総会に承認を求め提出しなければならない。

決算の謄本を会社の株主名簿に記載されている全株主に対し、総会開催日の三日以上前もって送付する。

そのほか無記名株券の所持者に公示するため、決算の謄本を会社の事業所において公開する。

第一一九八条

決算報告にあたって取締役は総会に対し、審議される年度の会社の営業報告書を提出しなければならない。

第一一九九条

会社から最新の決算の謄本を入手したい者は、五〇サタン以下の料金をもって購入することができる。

る。

取締役の義務として、決算が株主総会の承認を得た日から一か月以内に、登記官にその謄本を送付しなければならない。

五、配当及び準備金

第一二〇〇条

配当(ガーン・ジェーク・グン・パン・ボン)は、優先株に係る別段の合意がないときは、株主が一株あたり払い込んだ金額の割合に従い計算する。

第一二〇一条

株主総会の承認なく配当してはならない。

取締役は配当のための利益があることが明らかである時、株主に対し配当することができる。

利益以外の種類の金銭から配当してはならない。会社が損失になっているとき、その損失がなくなるまでは配当できない。

第一二〇二条

配当を実施するごとに会社は、準備金(トゥン・サムローン)として、会社の規則で定められたところに従い、会社の資本額の一〇分の一またはそれ以上に達するまで、配当金額の二〇分の一以上を積み立てなければならない。

株券の額面価額を超える価額で株式を発行したときは、その超過分は、準備金が前段に規定に達するまで、準備金として積み立てる。

第一二〇三条

前二条に掲げた内容に違反して配当をしたとき、会社の債権者は配当された金額の会社への返還を請求することができる。ただし善意で配当金を受け取った株主は返還を強制されない。

第一二〇四条

配当を実施するに当たっては、土地の新聞一部に二回以上にわたってその旨を公示するか、株主名簿に記載された全株主に通知状を送る。

第一二〇五条

配当金は遅配があったとしてもその利益を会社に請求することはできない。

六、帳簿

第一二〇六条

取締役は以下の帳簿を真正なものとして作成、保管しなければならない。

- (一) 会社の各支出入金とその各事由(会計帳簿)
- (二) 会社の貸借対照表

第一二〇七条

取締役は株主総会及び取締役会の会議及び全決定を記録し、その議事録を登記した会社の事務所に保管しなければならない。その議事、議決のあった会議の議長、またはその次の会議の議長の署名がある時、議事録の記録は正しいものであり、合法的になされたものであるとまず推定する。

株主は営業時間内であればいつでも当該書類の閲覧を求めることができる。

第四節

会計監査

第一二〇八条

会計監査人(ブー・ソープ・バンチー)は会社の株主であってもかまわないが、株主であるほかに、外部において会社の業務上の利害関係者であったときは、会計監査人に選任することはできない。取締役、または会社の代理人、被雇用者は、その地位にある時、会計監査人に選任することはできない。

第一二〇九条

会計監査人は毎年の定時株主総会において選任する。
退任した会計監査人は再任されることができる

第一二一〇条

会計監査人は株主総会で定めた雇用料を受け取ることができる。

第一二一一條

会計監査人の数に欠員が生じたとき、取締役は欠員を埋めるため臨時株主総会を招集する。

第一二一二条

前条までに掲げた方法で会計監査人が選任されなかったときは、五人以上の株主が申し立てた時、裁判所はその年度の会計監査人を選任し、雇用料を定める。

第一二一三条

会計監査人はすべて、しかるべき時間であれば常時、会社の全帳簿・書類を監査し、帳簿・書類に係る件について会社の取締役、その他の代理人、被雇用者の誰にでも報告を求めることができる。

第一二一四条

会計監査人は定時株主総会に決算報告書を提出し、報告しなければならない。

会計監査人はその報告の中で、決算が正しくなされ、会社の業績が真実に基づき正しく表示されているかについて、自己の見解を表明しなければならない。

第五節

検査

第一二一五条

ある会社の全株式の五分の一以上の株式を保有する株主が申し立てたとき、主務大臣は能力ある検査役一人または複数を任命し、会社の業務を検査させ、報告させる。

検査役の任命前に主務大臣は検査費用を負担させるため、申立人に担保を差し出させることができる。

第一二一六条

会社の取締役、被雇用者、代理人は、保管する、または自己の権限下にある帳簿・書類すべてを検査のために提出しなければならない。

検査役は会社の取締役、被雇用者、代理人に対し宣誓させた上で会社の業務にかかわる件について報告させることができる。

第一二一七条

検査役は報告書を筆記または印字して作成し、主務大臣の監督を受ける。主務大臣は報告書の謄本を登記された会社の事業所、検査を申し入れた株主に送付する。

第一二一八条

検査費用は検査を申し立てた者が負担しなければならない。ただし会社が検査終了後最初の株主総会で、会社の資産からその費用を支払うことを承認したときはその限りではない。

第一二一九条

主務大臣は自ら検査役一人または複数を任命し、会社の業務を検査させ、政府に報告させることができる。その検査役の任命は主務大臣が適当と認めた時いつでもできる。

第六節

増資及び減資

第一二二〇条

株式会社は、株主総会の特別決議に基づき新株を発行することで、増資することができる。

第一二二一条

株式会社は全額払込み、または部分的な払込みがあったのと同じように新株を発行できる。手形による払込はできない。ただし株主総会の特別決議に基づくときはその限りではない。

第一二二二条

新たに発行した株式は既存株主にその保有株式数の割合に基づき募集しなければならない。その募集は、それぞれの割当株式数、及びその日までに申し込みがないときは引受しないものとみなす期限日を示した通知状を、全株主に送付することで通知しなければならない。

期限が過ぎた時、または株主が引き受けないことを通知してきた時は、取締役はその株式を他の株主に売るか、自ら引き受けるかすることができる。

第一二二三条

新株の割当通知状は年月日及び取締役の署名がなければならない。

第一二二四条

株式会社は株主総会の特別決議に基づき、株式の額面を減らすことにより、または株式数を減らすことにより減資することができる。

第一二二五条

会社の資本は全資本の四分の一未満に減資することはできない。

第一二二六条

会社が減資する時は、土地の新聞に少なくとも七回その旨を公告しなければならず、会社が把握している全債権者に減資の意図を通知し、減資に反対の債権者は通知日から三か月以内に反対を表明するよう求めなければならない。

三か月以内に反対がなければ、反対はないものとみなす。

反対する債権者がいるときは、会社はその債務を弁済するか、担保を差し出さない限り、減資を進めることはできない。

第一二二七条

会社の減資について知らず、かつ知らなかった事由が自らの過失でない債権者が反対をしなかったときは、減資の割合によって返金を受けた株主が減資を登記した日から二年間、その債権者に対し各返金額について責に任じる。

第一二二八条

増資または減資の特別決議は、その決議から一四日以内に登記申請しなければならない。

第七節

社債

第一二二九条

株式会社は社債(フン・クー)を発行できない。

第一二三〇条～第一二三五条(廃止)

第八節

株式会社の解散

第一二三六条

会社は以下の事由によって解散する。

- (一) 会社の規則で解散の事由を定めており、その事由が生じた時
- (二) 会社がある所期のプログラムによって設立され、そのプログラムが終了した時
- (三) 会社が特定事業のために設立され、その特定事業が終了した時
- (四) 解散の特別決議があった時
- (五) 会社が破産した時

第一二三七条

この他に裁判所は以下の事由により会社の解散を命じる。

- (一) 会社設立総会の報告提出、または会社設立総会で違反があった。
- (二) 登記後一年経っても業務活動を開始しなかった、あるいは一年以上にわたって活動しなかった。
- (三) 会社の営業活動が損失しか生まず、再建の道がない。
- (四) 株主数が七人未満に減少した。

ただし、会社設立総会の報告提出、または会社設立総会で違反があったとき、裁判所は解散命令の代わりに設立総会の報告を提出させる、または設立総会を開催させることもできる。

第九節

株式会社の合併

第一二三八条

株式会社は合併することはできない。ただし株主総会の特別決議による時はその限りではない。

第一二三九条

会社合併の特別決議があった時、その会社は決議から一四日以内に登記申請しなければならない。

第一二四〇条

会社が合併する時は、土地の新聞に少なくとも七回その旨を報告しなければならず、会社が把握している全債権者に減資の意図を書留郵便で通知し、合併に反対の債権者は通知日から六か月以内に反対を表明するよう求めなければならない。

期限内に反対がなければ、反対はないものとみなす。

反対する債権者がいるときは会社はその債務を弁済するか、担保を差し出さない限り、合併を進めることはできない。

第一二四一条

会社が合併した時、各会社は合併から一四日以内に登記申請しなければならず、合併により新たに設立された株式会社も新規に登記しなければならない。

第一二四二条

新規設立会社の資本額は、合併した元の会社の資本額の合計と同じでなければならない。

第一二四三条

新会社は合併した元の会社のすべての権利と責任を引き継ぐ。

第一〇節

通知状

第一二四四条

会社が株主に出す通知状は、引渡があった時、または裏書郵便(プライサニー・サラックラン)により会社の株主名簿に記載された住所に届いた時、合法に送付されたものとみなす。

第一二四五条

通知状は、裏書郵便により正当に送付された時、通常の郵便状況によりその通知状が届けられるものとみなされる時間に受取人に届いたものとみなす。

第一一節

会社登記の抹消

第一二四六条

(一) 会社登記官は、ある会社についてすでに業務営業をしていないと考えられるしかるべき事由がある時、まだ業務営業を継続しているかどうかを確認するため、その会社に郵便を出す。

(二) 登記官が書状を出して一か月以内に返事がないとき、一か月の期限が切れてから数えて一四日以内に登記官は書留郵便(ジョッタピヤン・プライサニー)においても一通の書状を出し、その書状の中で第一通目の書状に言及し、まだ返事が届いていないこと、及びその書状の日付から一か月以内に第二通目の書状に対する返事がない場合は、その会社を登記抹消するため公告することを通知する。

(三) その会社から、すでに業務営業をしていない旨、返事を受け取った、または第二通目の書状を出した日から一か月以内に何らかの返事がなかったとき、登記官は土地の新聞に公告するか、書留郵便で通知状を送り、その通知から三か月が経過した時にその会社の登記を抹消し、解散しなければならないことを通知する。ただし別段の事由を示したときはその限りではない。

(四) 会社を清算する場合においては、清算人が不在である、または会社の業務は清算されたが決算報告に清算人による清算が規定されており、登記官が決算報告の提出を通知してから、または会社に郵便で通知してから、あるいは清算人の最終的な事務所であることが明らかになった場所に通知してから六か月が経っても清算が開始されていないと考えられるしかるべき事由があるとき、登記官は前項に掲げたように土地の新聞に公告するか、通知状をその会社に送付することができる。

(五) 以上に掲げた期限内に会社から何らかの事由を示さなかったとき、登記官はその会社の登記を抹消することができ、その事実を官報に告示する。その会社は官報公示があったときから解散となる。ただし会社の取締役、支配人、全株主に残っていた責任は、会社が解散しなかったときと同じようにそのまま残る。

(六) 会社、または会社の株主、債権者が会社の登記抹消について不服のときは、会社または会社の株主、債権者は裁判所に不服を申し立て、裁判所は登記抹消時に会社が営業可能であったかどうか審理する。登記を復活させるのが適当であると判断すれば、再登記を命じる。このとき、その会社は登記を抹消されなかったものとみなす。裁判所は命令とともに、会社及びその他の者をして、会社が登記を抹消されなかった場合と同じように元になるべく近い地位に就かせるよう、公正を期して何らかの規定を設けることができる。

第五章

パートナーシップ及び株式会社の清算

第一二四七条

破産したパートナーシップまたは株式会社の清算(ガーン・チャムラ・バンチー)は、破産法に従い行う。

主務大臣はパートナーシップ及び株式会社の清算に係る省令を発令し、手数料を規定することができる。

きる。

第一二四八条

本章において総会とは以下を意味する。

- (一) パートナーシップに係るときは多数決に依拠する総社員会議
- (二) 株式会社に係るときは第一一七一条に規定したところに基づく株主総会。(編集部注 / 定時総会及び臨時総会)

第一二四九条

パートナーシップ、または会社は解散後であっても、清算のために必要な期間にわたって存続するものとみなす。

第一二五〇条

清算人(プー・チャムラ・バンチャー)の職務はパートナーシップまたは株式会社の業務の整理、及びパートナーシップまたは会社の債務の返済と財産の売却である。

第一二五一条

パートナーシップ、株式会社が破産以外の事由で解散した時は、業務執行パートナー、または取締役が清算人となる。ただし定款・規則で別段の規定があるときはその限りではない。

以上に掲げた清算人がいないときは、検察官または債務における利害関係者が申し立てた時、裁判所は清算人を選任する。

第一二五二条

業務執行パートナー、取締役は清算人である時も元の地位に基づく執行権限を有する。

第一二五三条

パートナーシップまたは株式会社の清算から一四日以内、あるいは裁判所が清算人を選任したときはその選任から一四日以内に、清算人は以下に掲げる行為をしなければならない。

- (一) そのパートナーシップまたは株式会社が解散したことを公衆に知らせ、債権者に対し清算人に債権を申し出るよう催告するため、土地の新聞に少なくとも二回、公告する。
- (二) 同一の催告をパートナーシップまたは株式会社の帳簿・書類に氏名が記載されたすべての債権者に書留郵便によって送付する。

第一二五四条

清算人は、パートナーシップまたは株式会社の解散を、解散から一四日以内に登記するよう届け出なければならない。この場合、全清算人の氏名を明らかにし、登記しなければならない。

第一二五五条

清算人は可能な限り速やかに決算を行い、監査のため会計監査人に送付した後に、総会を招集しなければならない。

第一二五六条

総会における議題は以下となる。

(一) 業務執行パートナーまたは取締役が引続き清算人とどまることの承認、あるいは新たな清算人の選任

(二) 決算の承認

総会においては、清算人に財産目録(バンチャー・ティーラカー・サブシン)の作成、あるいは総会でパートナーシップまたは株式会社の整理のためにしかるべきと判断したその他の行為を命じる。

第一二五七条

裁判所選任でない精算人は、総社員の同意または株主総会の決議があった時、退任し、他の者を選任することができる。ただし裁判所は、パートナーシップの社員、または株式会社の払込済み株式の二〇分の一以上の合計株式を有する株主から申し立てがあった時、裁判所選任であっても、そうでなくても清算人を解任し、別の者を変わりに選任することができる。

第一二五八条

清算人の交代があった時は、いつでも交代から一四日以内にその旨を登記申請しなければならない。

第一二五九条

清算人は以下の権限を有する。

(一) 民事訴訟または刑事訴訟におけるパートナーシップまたは株式会社の名の下での弁護、及び和解交渉

(二) 整理完了に向けて必要なパートナーシップまたは株式会社の業務執行

(三) パートナーシップまたは株式会社の財産の売却

(四) 清算に必要なその他の行為

第一二六〇条

清算人の権限制限事項は第三者に対しては効力を持たない。

第一二六一條

清算人が複数いるときは、全清算人が共同で行う以外の清算人の行為は無効である。ただし総会ま

たは裁判所により清算人選任時に別段の定めがあった時はその限りではない。

第一二六二条

総会決議または裁判所の規定により清算人の権限を分けたときは、その決議または規定から一四日以内にその旨を登記申請しなければならない。

第一二六三条

清算で支出すべき手数料(カー・タムニヤム)、付帯義務費(カー・パーラティットパン)、費用(カー・チャイチャーイ)は、清算人が他の金銭に先んじて支払う。

第一二六四条

債権者が弁済を請求してこなかったとき、清算人は本法典の債務弁済に代位する財産供託の規定に従って、その債務額について供託しなければならない。

第一二六五条

清算人はパートナーまたは株主に対し、全額払い込まれていない残りの金額について払込を請求することができ、債務の未弁済額について、出資契約または会社の規則で将来の請求が合意されていたとしても、払込の請求があった時は直ちに払い込まなければならない。

第一二六六条

出資金または株式価額がすべて払い込まれた時、財産が債務額に足りないと判断したとき、清算人は直ちに裁判所に対し、そのパートナーシップまたは株式会社の破産を命じるよう申し立てなければならない。

第一二六七条

清算人は三か月に一度、登記所に清算状況を報告しなければならない。その報告は公開し、手数料なしでパートナー、株主、債権者の閲覧に供する。

第一二六八条

清算が始まって一年以上が経過してもまだ清算中であれば、清算人は清算開始後一年の終わりに総会を招集し、総会に清算状況報告を提出し、進行状況の詳細を発表しなければならない。

第一二六九条

パートナーシップまたは株式会社の債務弁償にとっておこなくともいい部分のみ、パートナーシップまたは株式会社の財産をパートナーまたは株主に分配することができる。

第一二七〇条

パートナーシップまたは株式会社の清算事務が完了した時、清算人は清算がどのように行われ、そのパートナーシップまたは株式会社の財産がどのように処理されたかを示す決算報告書を作成し、その報告書を提出するため総会を招集し、総会に以後の事務を示さなければならない。

総会でその報告が承認された時、清算人は総会での内容を総会から一四日以内に登記申請しなければならない。それが登記された時、清算は終了したものとみなす。

第一二七一条

清算が終了した時、前条で規定した一四日以内に清算したパートナーシップまたは株式会社のすべての帳簿、書類を登記官に提出し、登記官はその帳簿、書類を清算が終了してから一〇年間保管する。

その帳簿、書類は、手数料なしで公開し、利害関係者の閲覧に供する。

第一二七二条

清算が終了してから二年が経過した時、パートナーシップ、株式会社、パートナー、株主、清算人を債務者とする弁済請求訴訟を起こすことはできない。

第一二七三条

第一一七二条から第一一九三条までと第一一九五条、第一二〇七条の規定内容を清算中の総会についても準用する。

第二三編

協会

第一二七四条～第一二九七条(廃止)

第四卷

財産

第一編

総則

第一二九八条

物権(サッパシット)は本法典または他の法律に定めるもののほか、これを創設することはできない。

第一二九九条

本法典またはその他の法律の規定下に、法律行為による不動産または不動産に係る物権の取得は、その法律行為が文面でなされ、登記されていなければ無効である。

法律行為でない方法で不動産または不動産に係る物権を取得した者がいるとき、その取得者の権利は、登記していなかった場合、登記上の変更はできず、その登記されていない権利は、代価を支払った善意の権利取得者、及びその権利を登記した善意の権利取得者である第三者に対抗できない。

第一三〇〇条

不動産または不動産に係る物権の移転を登記したことが、先に自己の権利を登記した者に不利になるときは、その者はその登記の取り消しを請求することができる。ただしその移転が代価を伴い、移転を受けた者が善意なしでなしたときは、どんな場合でも登記の取り消しは請求することができない。

第一三〇一条

前二条の規定は不動産に係る物権の変更、消滅、変換にも準用する。

第一三〇二条

前三条の規定はカムパン船、五トン以上の船舶、五トン以上の機械動力船舶・エンジン動力船舶、フローティングハウス(ペー)、獣車にも準用する。

第一三〇三条

複数の者が同一の動産について別々の所有権(カマシット)に基づき所有を主張するときは、その動産をすでに占有(クローブクローン)している者に帰属する。ただしその取得が代価を伴うものであり、善意で占有していたものでなければならない。

本条の規定は前条に掲げた動産、及び動産の遺失、不当に取得した動産には適用しない。

第一三〇四条

国の公共財産は以下のような公益のために使用される、または公益のために保護される国の全種類の財産のことである。

- (一) 荒蕪地、収用地、放棄地、または土地法に基づく国への返還地。
- (二) 岸堤、水路、国道、湖のような共益財産。
- (三) 要塞、兵舎、庁舎、軍艦、武器弾薬のような国益のための財産。

第一三〇五条

国の公共財産は、移転譲渡することはできない。ただし特別法または勅令に基づくときはその限りではない。

第一三〇六条

国の公共財産について、時効をもって国に対抗することはできない。

第一三〇七条

その財産が国の公共財産であるかどうかを問わず、国の財産を差し押さえることはできない。

第二編

所有権

第一章

所有権の取得

第一三〇八条

岸堤に派生した土地、増加した土地は、岸堤地の所有者の財産とする。

第一三〇九条

湖、水路、国の領海に生じた島、及び水路の砂州は国の財産である。

第一三一〇条

他人の土地に善意をもって建造物が建設されたとき、その建造物の所有者は土地の所有者である。ただしその建造物を建てた者に対し、その建造物による土地の増加分について支払わなければならない。

土地の所有者が重大な過失がなかったことを示すことができれば、その建造物の受取を拒否し、建造者に対し撤去及び土地の原状回復を請求することができる。ただしその行為が相当な出費によってできないとき、土地の所有者は建造者に対し、市場価格により土地の全部または一部を買い取るよう請求することができる。

第一三一一条

他人の土地に悪意をもって建造物が建設されたとき、その建造者は土地を原状回復し、土地の所有者に返還する。ただし土地の所有者は現状のまま返還することを請求することもできる。その場合は土地の所有者はその建造物の価額、またはその建造物による土地の増価分について支払わなければならない。

第一三一二条

他人の土地に侵入して建造物が善意で建設されたとき、その建造者が建造物の所有者となるが、侵入した土地の所有者に土地使用料を支払わなければならない。その用益物権(シッティ・コーン・パーラジャムヨーム)を登記しなければならない。その建造物が消滅した時、その土地の所有者は登記の取り

消しを請求できる。

その建造者が悪意をもってこれをなしたときは、土地の所有者は建造者に対し、建造者の費用負担をもって、建造物を撤去し、土地を原状回復するよう請求できる。

第一三一三条

土地の所有者がその土地の建造物に条件を付け、後にその条件に基づきその土地が他者の所有となったときは、本法典の不当利得の規定を適用する。

第一三一四条

第一三一〇条、第一三一一条、第一三一三条の規定を土地に付着した建造物の建設、及び果樹または植物の栽培にも準用する。

ただし稲、または年に一度または数度の収穫がある植物については、土地の所有者は善意の行為であればこれを容認しなければならない。または条件付で栽培を認めている者は、その土地の賃貸料を基に計算した金額を支払って収穫するまでその土地を占有することができる。あるいは土地所有者はもう一方の当事者に代価を支払うことで、直ちにその収穫物を占有することもできる。

第一三一五条

他者の道具をもって自分の土地に建造物を建てる、または土地に付着したその他の建設をなす、あるいは果樹、植物を栽培する者はその道具の所有者となる。ただし道具使用料を支払わなければならない。

第一三一六条

複数の者の動産を附合、混和し、一個の合成物または分割できない物にしたとき、それらの者がそれぞれ合成物の所有者となるが、各自の持分は合成時の自己所有物の価値に基づく。

ある一つの動産が主たる動産であるとみなされる時は、その所有者のみが合成物の所有者となるが、その各所有者に対し、それぞれ動産の価額を支払わなければならない。

第一三一七条

ある者が他者の道具を使って新たな物を工作したときは、その道具の所有者が、その道具が元のまま返還されるかどうかにかかわらず、その工作物の所有者となる。ただし労賃を支払わなければならない。

労賃が道具利用料を大きく超過するときは、工作者がその工作物の所有者となるが、道具使用料を支払わなければならない。

第一三一八条

無主の動産は、所有の意志をもってこれを占有することによって所有権を取得する。ただしその占有

が法律によって禁止されている、または他者のその動産の占有権を侵犯しているときはその限りではない。

第一三一九条

動産の所有者が所有権を放棄する意思をもって占有を止めたとき、その動産は無主物となる。

第一三二〇条

その件についての特別法及び規則の制限内において、野生動物は無主とする。動物園にいる野生動物、所有者のいる池または水の中の魚は無主の野生動物ではない。

人が捕獲した野生動物は、その動物が放され、所有者が遅滞なくこれを追わなかったとき、または追うことを止めたとき、無主となる。

飼育された動物は、解き放され、放置されたとき無主となる。

第一三二一条

その件についての特別法及び規則の制限内において、荒蕪地または公共の湖水河川、あるいは所有者がいても捕獲を禁じていない土地、湖水河川で野生動物を捕獲した者は、その捕獲した動物の所有者となる。

第一三二二条

ある者が野生動物を傷を負わせ、その跡を追跡中に別の者がその動物を捕獲した、または別の者の土地内でその動物が死んだときは、追跡していた者がその動物の所有者となる。

第一三二三条

遺失物を拾得した者は、以下の行為をなさなければならない。

(一) その物を遺失した者、所有者、またはその物を引き取る権利のある別の者に拾得物を引き渡す。

(二) その物を遺失した者、所有者、またはその物を引き取る権利のある別の者に遅滞なく通知する。

(三) その拾得物を三日以内に首都警察またはその他の係官に引き渡し、その物を引き取る権利のある者を捜索するための材料となる状況について説明する。

その物を遺失した者、所有者、またはその物を引き取る権利のある別の者が見つからない、あるいは見つかったがその者が引き渡しに応じないときは、(三)で規定した方法に基づいて行為をなす。

このとき拾得者は、拾得物を引き渡しまで相当の注意を払って保管しなければならない。

第一三二四条

遺失物の拾得者は、その物を引き取る権利のある者に対し、報酬を請求することができる。その報酬は、その物の価値が一〇〇〇パーツ以下であるときはその一〇%、もし一〇〇〇パーツを超えるとき

は、その超過する部分の五%を加える。拾得者がその物を首都警察またはその他の係官に届け出たときは、報酬のほかにその物の価値の二・五%を手数料として支払られる。ただしその手数料は一〇〇バーツを超えないものとする。

前条の規定に従わなかった拾得者は、報酬を受ける権利を持たない。

第一三二五条

遺失物の拾得者が第一三二三条の規定に従い行為をなし、拾得日から一年以内に、その物を引き取る権利のある者から引き取り要求がなかったときは、その物の所有権は拾得者に移る。

引取人が現れないその拾得物が文化財(ボラーナワトゥ)であるときは、所有権は国のものとなるが、拾得者はその物の価値の一〇%を報酬として受け取る権利を有する。

第一三二六条

海、水路に沈没、漂流した物の拾得については、その件についての特別法及び規則を適用する。

第一三二七条

刑法の規定下に、違法行為に使用された、または違法行為によって得た、あるいは何らかの違法行為に係る物で、政府部局に送られ、その管理下に置かれた物の所有権は、送付日から、あるいは刑事訴訟があったときはその確定判決から一年以内に所有者が返還を請求しなかったとき、国に帰する。ただし所有者がわからなかった場合は期限は五年以内とする。

毀損しやすい物、または時間が経過するにつれ損害が生じる物、あるいは保守費用が物の価値を上回る時、政府部局は期限前に競売に付すことができる。ただし売却する前に、その物を引き取る権利のある者に対し、自己の引き取るべき物であるか確認させ、その権利を証明するため、しかるべき記録を用意しておく。売却後に得た金額は、それがいくらであっても物の代わりに保管しておく。

第一三二八条

隠匿または埋蔵された価値ある動産は、所有者が誰であるか特定できる者がいない状況下で取得した者がいても、所有権は国に帰する。取得者はその物を首都警察またはその他の係官に引き渡さなければならず、その物の価値の三分の一を報酬として受け取る権利を有する。

第一三二九条

代価を払い、善意で物を取得した者の権利は、譲渡者が無効な法律行為でその物を取得し、その法律行為が後に取り消されたとしても、なくなる。

第一三三〇条

裁判所の命令、または破産訴訟における管財官の命令に基づく競売で善意で財産を購入した者の権利は、後にその財産が被告、判決による債務者、破産者の物でないことが証明されたとしても、なく

ならない。

第一三三一条

善意で金銭を得た者の権利は、後にその金銭が譲渡した者の物でないことが証明されたとしても、なくならない。

第一三三二条

競売、または市場で、あるいは商人から善意で財産を購入した者は、真の所有者にその財産を返還しなくてもよい。ただしその所有者が購入価額を弁償した時はその限りではない。

第一三三三条

所有権は本巻第三編の規定に基づく時効により得ることができる。

第一三三四条

荒蕪地、収用地、放棄地、または土地法に基づき国に返還された土地は、土地法に基づき取得できる。

第二章

所有権の範囲及び行使

第一三三五条

本法典または他の法律の規定の制限内において、土地の所有権の範囲(デーン)は地面の上下に及ぶ。

第一三三六条

法律の規定の制限内において、財産の所有者は自己の所有物の使用、売却する権利を有し、その財産上に生じる果実を得る権利、占有する権利のない者から自己の財産を追跡、取り戻す権利、他者が不法にその財産に関与することに反対する権利も有する。

第一三三七条

自己の権利の行使によって不動産の所有者が被害を受ける、あるいは考えられる、または通常以上の苦痛を与える事由となる時、及びその財産の置かれた現状から考慮した時、そうした被害、苦痛の事由になるとき、不動産の所有者は、その被害、苦痛を除去するための行動を起こす権利を有する。このとき償金(カー・トッドテーン)請求権は失わない。

第一三三八条

法律が規定する不動産所有者の権利制限は、登記しなくてもよい。

その制限は、文面によって法律行為をなし、登記するほかは、法律によって取り消す、または緩和変更することはできない。

公益のために規定された制限は取り消す、または緩和変更できない。

第一三三九条

土地の所有者は高地から自己の土地に自然に流れくる水を容認しなければならない。

低地に自然に流れ込む水は、その土地に必要であれば、高地にある土地の所有者は自己の土地に必要なだけにとのみ防御することができる。

第一三四〇条

土地の所有者は、排水前にすでに自然に自己の土地に水が流入していた時、高地からの排水流入を容認しなければならない。

排水によって損害を受けたときは、水路または公共水道まで排水するため、低地の所有者は高地の所有者に対して排水路を設け、その出費を負担するよう請求できる。このとき、低地の所有者は償金請求権は失わない。

第一三四一条

不動産の所有者は、隣接する財産に雨水が落ちるような屋根またはその他の建造物を作ってはならない。

第一三四二条

井戸、貯水池、汚水溜、または肥料溜、塵芥溜は境界線から二メートル以内に掘削してはならない。

堀、または水道管あるいはそれと類似したものを地下に埋設するための溝掘削は、境界線からその堀または溝の深さの半分以上の距離を置かなければこれをなすことはできない。ただし境界線から一メートル以上あればこれをなすことができる。

前二段で規定した境界線に近接した場所での作業は、土砂の崩壊、または汚水、汚液の侵漏を防ぐために、しかるべき注意を払わなければならない。

第一三四三条

隣接地に危険をもたらすような土掘削、または重量積載は、損害防止のために必要な措置を施さない限り、これをなすことはできない。

第一三四四条

境界線をなす壁、塀、生垣、堀は、両側の土地の所有者が共同所有者であると推定する。

第一三四五条

両側の土地の所有者が共同所有者となっている生垣、排水に使用されていない堀は、一方の土地の所有者がその生垣を撤去する、または境界線まで堀を埋める権利を有する。ただしその境界線に沿って壁または塀を建造しなければならない。

第一三四六条

境界線に樹木が立っているときは、両側の土地の所有者がその樹木の共同所有者と推定する。その果実は双方が等分に所有者となり、樹木を伐採したときはその木材を等分する。

各所有者はその樹木を掘り起こす、または伐採したいときはこれをなすことができ、そのための費用は双方の所有者がこれを負担しなければならない。ただし一方の所有者がその樹木の所有権を放棄したときは、掘り起こす、または伐採したいほうの所有者がこれを負担する。その樹木が界標であり、他の界標を探ることができないときは、その樹木を掘り起こす、または伐採することはできない。

第一三四七条

土地の所有者は、隣接地から越えてきた樹木の根を切り捨てることができる。樹木の枝が境界を越えているときは、土地の所有者が隣接地の所有者に対し、しかるべき時間内に剪除するよう求め、その所有者が剪除しなかったとき、土地の所有者は自ら剪除することができる。

第一三四八条

隣接地に落ちた樹木の果実は、その土地の果実であると推定する。

第一三四九条

ある土地が他の土地に囲まれて公路に通じていないときは、その土地の所有者は公路に至るため囲んでいる土地を通行することができる。

池沼、河渠もしくは海洋に由らなければ他に通じることができない、または崖岸があり、土地と公路に著しい高低があるときもまた前段と同じである。

通行の場所及び方法は通行権を有する者のために必要にして、かつ囲んでいる土地にとって損害が最も少ないように選ばなくてはならない。通行権を有する者は通路を開設することができる。

通行権を有する者は通行地の損害に対して償金を払わなければならない。ただし通路開設のために生じた損害に対するものを除くほか、一年ごとにその償金を払うこともできる。

第一三五〇条

分割または分割譲渡によって公路に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は公路に至るため他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては償金を払わなくてもよい。

第一三五一条

土地の所有者は、しかるべき時間前もって通知した時、境界線上または境界線に近接した壁、塀、建造物の建造、修繕において、必要な分だけ隣接地を使用することができる。ただし承諾を得ずに隣人の住居に入ってはならない。

損害が生じたとき、隣人は償金を請求することができる。

第一三五二条

しかるべき償金を受け取った土地所有者は、隣接地のために、通行を承諾しなければ敷設できない、または敷設できたとしても過大なコストがかかるとき、自分の土地に他者が水道管、下水管、電線、もしくは近似したその他のものを敷設することを承諾しなければならない。ただし土地所有者は自己の利益を考慮することができる。

特別な事由がある時は、地面に敷設する必要がある場合に、土地の所有者はそのために自己の所有地を必要なだけ、地価及びその土地の売却によって生じる損害をカバーする価格で、購入するよう請求することができる。

状況が変化したときは、土地所有者は自己の利益に従い、敷設物を他の自己所有地に移設するよう請求することができる。

移設費は隣接地の所有者が負担する。ただし特別な状況にあればもう一方の土地の所有者が一部移転費用を負担することもできる。

第一三五三条

自己の家畜を率いて飼育用でない他人の土地を通過し、または他人の土地に入り、井戸または池の水を飲ませることができる。ただしその土地が農栽培地である、または栽培、種蒔きの準備中である、あるいはすでに穀類が育っているときは、土地の所有者はいつでも入所を拒否することができる。

第一三五四条

その土地の習慣で許されており、土地の所有者が禁止しない限り、他人の土地である森林、密林、牧草地に入り、薪、野生の果実、野菜、茸などを採集することができる。

第一三五五条

水路沿いの土地、または水路が通過する土地の所有者が、その水路沿いの別の土地にとって損害となる利己的な必要以上の取水をする権利はない。

第三章

共有権

第一三五六条

複数の者が共有する財産は本章の規定内容を適用する。ただし法律で別段の規定があるときはそ

の限りでない。

第一三五七条

共有物の各共有者の持分は等しいものと推定する。

第一三五八条

各共有者は共有物を管理する権利があるものと推定する。

通常の管理においては、共有者の過半数による合意によって決めるが、過半数を占める方が別段の合意をしたときを除き、各共有者がそれぞれ通常の管理において行為をなすことができる。ただし共有物の保全のためであれば各共有者はいつでも行為をなすことができる。

重要な管理においては、共有者の過半数の同意がなければならず、その過半数は共有物の価値の半分以上でなければならない。

共有物の変更は共有者全員の同意によって決めることができる。

第一三五九条

各共有者は第三者に対抗するため共有物すべての所有権上に生じる権利を行使することができる。ただし共有物の返還請求においては、本法典の第三〇二条に掲げた条件の制限下に置かれる。

第一三六〇条

各共有者は共有物を使用する権利を有するが、その使用が他の共有者の権利を侵害してはならない。

各共有者はその共有物の持分に応じて果実を得ることができる。

第一三六一條

各共有者は自己の持分を売る、または抵当に入れる、あるいは付帯義務を生じさせることができる。

ただしその共有物売る、質入する、抵当に入れる、付帯義務を生じさせるにあたっては共有者全員の同意を要する。

共有者全員の同意なく共有物売る、質入する、抵当に入れる、付帯義務を生じさせた共有者が、後にその共有物の唯一の所有者となったときは、その法律行為は有効である。

第一三六二条

共有物の各共有者は、共有物の管理費、租税、保全費を自己の持分の割合に基づき負担する。

第一三六三条

各共有者は共有物の分割を請求する権利を有する。ただし、分割に反する法律行為が存在する、または共有の目的が恒久的な形態を有するときは分割を請求できない。

分割請求権は、法律行為によって一回につき一〇年を超える期間これを妨げることはいできない。
共有者は適当な機会ではない時に共有物の分割を請求することはできない。

第一六三四条

共有物の分割は共有者間で共有物そのものを分割することも、共有物を売却してその売却代金を分割することもできる。

共有者が分割の方法で合意しなかったときは、いずれかの共有者が裁判所に分割を命じるよう請求することができる。分割が均等にできないときは、金銭で補償するよう命じることができる。そうした分割ができない、または損害が大きいときは、裁判所は共有者間での競争入札で売却するか、競売で売却するよう命じることができる。

第一六三五条

共有物に係る債務において、または元の債務の弁済のために新たに生じた債務において、共有者が第三者に対して連帯責任を負わなければならないときは、分割時に各共有者は共有物をもって弁済に当てるよう、あるいは担保とするよう請求することができる。

一人の共有者が共有によって生じた債務において、または元の債務弁済のために新たに生じた債務において他の共有者に責任を負うとき、分割時に債権者である共有者は、自己の債務者の共有物の持分をして弁済に当てる、あるいは担保とするよう請求することができる。

前段に掲げた権利は、その共有物の持分の譲受者または所有権移転を受けた者に対しても行使できる。

必要であれば、前条の規定を適用する。

第一三六六条

各共有者は他の共有者が分割において得た財産における売却者と同様に、自己の持分に依りて賣に任じる。

第四編

占有

第一三六七条

自己のために所持する目的をもって物を所持する者は、占有権(シッティ・クローブクローン)を取得する。

第一三六八条

占有権は他者に所持させることによってこれを取得することができる。

第一三六九条

物を所持している者は自己のために所持しているものと推定する。

第一三七〇条

占有者は善意、平穩かつ公然に占有をなすものと推定する。

第一三七一条

同一物を二度にわたって占有したことを証明できるとき、その者は継続して占有していたものと推定する。

第一三七二条

占有者の占有物の使用权は占有者が法律に基づき有する権利であると推定する。

第一三七三条

登記された不動産は登記された名前を有する者がその占有権者であると推定する。

第一三七四条

ある者が不法に関与することで、占有者が占有を妨害されたとき、占有者は妨害を排除する権利を有する。それでも妨害がある恐れがあるときは、占有者は裁判所に妨害の禁止を命じるよう請求できる。

妨害の排除のための訴えは妨害時から一年以内になさなければならない。

第一三七五条

占有者が不法にその占有を奪われたときは、占有者は占有回収の権利を有する。ただしもう一方が、占有者からの返還を請求する事由となる財産上の権利をより有していた時はその限りではない。

占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内になさなければならない。

第一三七六条

返還を受ける権利を有する者に財産を返還しなければならないときは、不当利得に係る本法典の第四一二条から第四一八条までを準用する。

第一三七七条

占有者が占有の意思を放棄したとき、または所持しなくなったとき、占有は消滅する。

占有者に所持させない一時的な事由があるときは、占有は消滅しない。

第一三七八条

占有の譲渡は占有物の引渡しによってこれをなすことができる。

第一三七九条

占有物が譲受者または代理人によってすでに所持されているときは、占有の譲渡は当事者の意思表示によってこれをなすことができる。

第一三八〇条

占有の譲渡は、譲渡人が譲受人に代わり占有物を所持する意思を示せば、譲渡人が占有物を所持していてもこれをなすことができる。

占有物を譲渡人の代理人が所持しているときは、占有の譲渡は、譲渡人が代理人に対し、譲渡人に代わってその占有物を引き続き所持するよう指図することで、これをなすことができる。